

## [2] 添付書類

(1) 決算報告書	133
(2) 事業報告書	141
(3) 監査報告	183
(4) 会計監査報告	189



(1) 決算報告書



令和5年度決算報告書

(単位:円)

区分	一般勘定(デジタル基盤業務)		差額	備考
	予算額	決算額		
収入				
運営費交付金	5,591,839,000	5,591,839,000	—	
国庫補助金	—	59,319,400	59,319,400	注1-1
受託収入	—	—	—	
業務収入	2,300,000	11,541,324	9,241,324	注1-2、注2-1
その他収入	—	18,263,615	18,263,615	注1-3
計	5,594,139,000	5,680,963,339	86,824,339	
支出				
業務経費				
試験業務経費	5,731,139,000	2,516,264,256	△ 3,214,874,744	
情報処理推進事業経費	—	—	—	
債務保証業務経費	5,731,139,000	2,516,264,256	△ 3,214,874,744	注1-4、注2-2
地域事業出資業務費	—	—	—	
受託経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
計	5,731,139,000	2,516,264,256	△ 3,214,874,744	

区分	一般勘定(デジタル人材育成業務)		差額	備考
	予算額	決算額		
収入				
運営費交付金	455,448,000	455,448,000	—	
国庫補助金	—	—	—	
受託収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
その他収入	—	285,983	285,983	注1-3
計	455,448,000	455,733,983	285,983	
支出				
業務経費				
試験業務経費	525,447,000	510,003,913	△ 15,443,087	
情報処理推進事業経費	—	—	—	
債務保証業務経費	525,447,000	510,003,913	△ 15,443,087	注2-2
地域事業出資業務費	—	—	—	
受託経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
計	525,447,000	510,003,913	△ 15,443,087	

区 分	一般勘定(サイバーセキュリティ業務)			備 考
	予算額	決算額	差 額	
収 入				
運営費交付金	4,608,798,000	4,608,798,000	—	
国庫補助金	550,000,000	164,102,755	△ 385,897,245	注1-5
受託収入	553,555,000	547,502,091	△ 6,052,909	
業務収入	1,976,986,000	2,120,822,126	143,836,126	
その他収入	—	9,975,751	9,975,751	注1-3
計	7,689,339,000	7,451,200,723	△ 238,138,277	
支 出				
業務経費	7,620,983,000	6,563,887,718	△ 1,057,095,282	
試験業務経費	—	—	—	
情報処理推進事業経費	7,620,983,000	6,563,887,718	△ 1,057,095,282	注1-4、注2-2
債務保証業務経費	—	—	—	
地域事業出資業務費	—	—	—	
受託経費	553,555,000	547,502,091	△ 6,052,909	
一般管理費	—	—	—	
計	8,174,538,000	7,111,389,809	△ 1,063,148,191	

区 分	一般勘定(債務保証業務)			備 考
	予算額	決算額	差 額	
収 入				
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金	—	—	—	
受託収入	—	—	—	
業務収入	500,000	334,577	△ 165,423	注1-6
その他収入	2,955,000	4,830,000	1,875,000	注1-3、注2-3
計	3,455,000	5,164,577	1,709,577	
支 出				
業務経費	3,455,000	1,010	△ 3,453,990	
試験業務経費	—	—	—	
情報処理推進事業経費	—	—	—	
債務保証業務経費	3,455,000	1,010	△ 3,453,990	注1-7
地域事業出資業務費	—	—	—	
受託経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
計	3,455,000	1,010	△ 3,453,990	

区分	一般勘定(法人共通業務)		差額	備考
	予算額	決算額		
収入				
運営費交付金	2,860,804,000	2,860,804,000	—	
国庫補助金	—	—	—	
受託収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
その他収入	—	7,717,486	7,717,486	注1-3
計	2,860,804,000	2,868,521,486	7,717,486	
支出				
業務経費	—	—	—	
試験業務経費	—	—	—	
情報処理推進事業経費	—	—	—	
債務保証業務経費	—	—	—	
地域事業出資業務費	—	—	—	
受託経費	—	—	—	
一般管理費	2,860,804,000	2,286,288,341	△ 574,515,659	注1-8、注2-4
人件費	1,103,708,000	1,227,641,222	123,933,222	
その他一般管理費	1,757,096,000	1,058,647,119	△ 698,448,881	
計	2,860,804,000	2,286,288,341	△ 574,515,659	

区分	一般勘定(合計)		差額	備考
	予算額	決算額		
収入				
運営費交付金	13,516,889,000	13,516,889,000	—	
国庫補助金	550,000,000	223,422,155	△ 326,577,845	注1-1、注1-5
受託収入	553,555,000	547,502,091	△ 6,052,909	
業務収入	1,979,786,000	2,132,698,027	152,912,027	注1-2、注1-6、注2-1
その他収入	2,955,000	41,072,835	38,117,835	注1-3、注2-3
計	16,603,185,000	16,461,584,108	△ 141,600,892	
支出				
業務経費	13,881,024,000	9,590,156,897	△ 4,290,867,103	
試験業務経費	—	—	—	
情報処理推進事業経費	13,877,569,000	9,590,155,887	△ 4,287,413,113	注1-4、注2-2
債務保証業務経費	3,455,000	1,010	△ 3,453,990	注1-7
地域事業出資業務費	—	—	—	
受託経費	553,555,000	547,502,091	△ 6,052,909	
一般管理費	2,860,804,000	2,286,288,341	△ 574,515,659	注1-8、注2-4
計	17,295,383,000	12,423,947,329	△ 4,871,435,671	

区 分	試験勘定(情報処理技術者試験業務)			備 考
	予算額	決算額	差 額	
収 入				
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金	—	—	—	
受託収入	—	—	—	
業務収入	5,490,035,000	5,971,546,173	481,511,173	
その他収入	3,800,000	21,483,318	17,683,318	注1-3
計	5,493,835,000	5,993,029,491	499,194,491	
支 出				
業務経費				
試験業務経費				
情報処理推進事業経費	5,081,479,000	5,279,883,499	198,404,499	注2-5
債務保証業務経費	—	—	—	
地域事業出資業務費	—	—	—	
受託経費	—	—	—	
一般管理費	178,513,000	252,659,882	74,146,882	注1-9、注2-6
計	5,259,992,000	5,532,543,381	272,551,381	

区 分	事業化勘定(戦略的ソフトウェア開発業務)			備 考
	予算額	決算額	差 額	
収 入				
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金	—	—	—	
受託収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
その他収入	100	10	△	注1-10
計	100	10	△	
支 出				
業務経費				
試験業務経費	—	—	—	
情報処理推進事業経費	—	—	—	
債務保証業務経費	—	—	—	
地域事業出資業務費	—	—	—	
受託経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
計	—	—	—	

区 分	地域事業出資業務勘定（地域事業出資業務）		備 考
	予算額	決算額	
収 入			
運営費交付金	—	—	
国庫補助金	—	—	
受託収入	—	—	
業務収入	—	—	
その他収入	5,200,000	5,200,000	注2-8
計	5,200,000	5,200,000	
支 出			
業務経費	—	—	
試験業務経費	—	—	
情報処理推進事業経費	—	—	
債務保証業務経費	—	—	
地域事業出資業務費	—	—	
受託経費	—	—	
一般管理費	—	—	
計	—	—	

区 分	法人合計		備 考
	予算額	決算額	
収 入			
運営費交付金	13,516,889,000	13,516,889,000	
国庫補助金	550,000,000	223,422,155	注1-1、注1-5
受託収入	553,555,000	547,502,091	
業務収入	7,469,821,000	8,104,244,200	注1-2、注1-6、注2-1
その他収入	11,955,100	67,756,163	注1-3、注1-10、注2-3、注2-6
計	22,102,220,100	22,459,813,609	
支 出			
業務経費	18,962,503,000	14,870,040,396	
試験業務経費	5,081,479,000	5,279,883,499	注2-5
情報処理推進事業経費	13,877,569,000	9,590,155,887	注1-4、注2-2
債務保証業務経費	3,455,000	1,010	注1-7
地域事業出資業務費	—	—	
受託経費	553,555,000	547,502,091	
一般管理費	3,039,317,000	2,538,948,223	
計	22,555,375,000	17,956,490,710	注1-8、注2-7

## 決算報告書の説明

- (1) 区分は、年度計画に記載されている予算区分であります。
- (2) 予算額は、当該年度の年度計画に記載されている予算金額であります。なお、年度計画の変更により予算額に変更があったため、変更後の金額を予算額としております。
- (3) 決算額は、収入については現金預金の収入額に期末の未収金額等を加減算したものを記載し、支出については現金預金の支出額に期末の未払金額等を加減算したものを記載しております。
- (4) 予算額と決算額との差額について
- (注1-1) 国庫補助金収入の増加は、一部業務が前年度から繰越となったものであります。
  - (注1-2) 業務収入の増加は、プログラム普及収入の増によるものであります。
  - (注1-3) その他収入の増加は、雑収入の受入が主なものであります。
  - (注1-4) 情報処理推進事業経費の減少は、経費の節減及び複数年度への繰越となっております。
  - (注1-5) 国庫補助金収入の減少は、補助事業の業務が翌年度へ繰越となっております。
  - (注1-6) 業務収入の減少は、信用保証料の減によるものであります。
  - (注1-7) 債務保証業務経費の減少は、債務保証業務にかかる経費の節減によるものであります。
  - (注1-8) 一般管理費の減少は、主に複数年度の収益化基準による事業費が翌年度へ繰越となっております。
  - (注1-9) 一般管理費の増加は、人件費の増によるものであります。
  - (注1-10) その他収入の減少は、運用収入の減少であります。
- (5) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の主な相違について
- (注2-1) 業務収入には、プログラム譲渡債権の回収額を加えております。
  - (注2-2) 情報処理推進事業経費には、固定資産取得額及び法人税等を加え、減価償却費及び賞与引当金繰入等を除いております。
  - (注2-3) その他収入からは、保証債務損失引当金戻入益を除いております。
  - (注2-4) 一般管理費には、固定資産取得額、支払リース料を加え、減価償却費及び退職給付費用等を除いております。
  - (注2-5) 試験業務経費には、固定資産取得額及び法人税等を加え、減価償却費及び賞与引当金繰入等を除いております。
  - (注2-6) 一般管理費には、退職金支給額、賞与支給額及び支払リース料等を加えております。
  - (注2-7) 一般管理費には、固定資産取得額、支払リース料、退職金支給額等を加え、減価償却費及び退職給付費用等を除いております。
  - (注2-8) その他収入からは、関係会社株式評価損戻入益を除いております。

## (2) 事業報告書

法人の長によるメッセージ	143
1. 法人の目的、業務内容	144
2. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	145
3. 中期目標	145
4. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	147
5. 中期計画及び年度計画	147
6. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	149
7. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	154
8. 業績の適正な評価の前提情報	156
9. 業務の成果と使用した資源との対比	161
10. 予算と決算との対比	168
11. 財務諸表	168
12. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	170
13. 内部統制の運用に関する情報	171
14. 法人の基本情報	172
15. 参考情報	177



## 法人の長によるメッセージ

メインフレームの時代、そしてクライアント/サーバーの時代を経て、「ソーシャル」「モバイル」「アナリティクス（ビッグデータ）」「クラウド」、すなわち「SMAC」の時代が到来したのは 10 年ほど前の話でしょうか。かつては一部の特殊技能者にしか操作できなかった大型電子計算機をルーツとするスマートフォンやタブレットなどの情報端末を誰もが使って、さまざまなサービスを利用し、情報を集め、発信することが当たり前になりました。しかしテクノロジーの民主化はさらにその先へと進み、今や生成 AI のような先端技術ですら、ウェブ上で誰でも簡単に利用できるデジタル技術の一つになりつつあります。

これまで高速演算や大容量データの保管が可能な高性能コンピューターにアクセスがある研究者たちだけのものであったテクノロジーを、多くの人々が利用できるようになり、より便利で豊かな暮らしが実現する。そんな社会と生活の進化のかたちは、私たちがめざすものでもあります。しかし先端技術を活用するハードルが下がる一方で、そのリスクや限界を意識せず、それに依存してしまう状況が生まれることには懸念もあります。

進化するテクノロジーの恩恵を受けながら、安全性をどう担保していくか。AI に限らず、便利で使いやすいものほど使う側のリテラシー向上が重要となります。さらに、アプリケーションやシステム全体の安全・安心にも配慮して設計・運用するためのルールや仕組みを考え、実装できる人材の確保も不可欠であり、それと同時に、これまで以上に高度なスキルや知見を駆使して新しい脅威のかたちに眼を配ることが求められるようになります。

こうした技術の進歩と安全性の担保という二つの側面を考えながら、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の令和 5 年度計画では、国民の皆様に対して「提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」として、注力分野に以下の 3 つの柱を定めました：

1. Society 5.0 の実現に向けた**アーキテクチャ設計**や**デジタル基盤提供**の推進
2. デジタルトランスフォーメーション（DX）を担う**デジタル人材の育成**推進
3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中での**サイバーセキュリティの確保**

加えて、こうした取り組みをより機動的かつ効率よく進める体制を整えるべく、機構としてのミッション・ビジョン・バリューに則った目標設定と組織改革、質の高い人材確保とパフォーマンスの向上、そして IPA 自らのデジタルトランスフォーメーション（DX）推進を通じた、業務プロセスと経費運用・調達の最適化にも力を尽くしてまいりました。

地球温暖化、環境破壊、格差社会など、グローバル社会共通の課題は国境を越えて深刻化する一方です。大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした従来の社会・経済システムから持続可能な成長モデルへの転換を日本全体で考え、実現すべく、今改めて「人間はテクノロジーをどう活用してどんな未来を築いていくべきか」という問いに向き合い、実践していくべきことを痛感しています。

私たち IPA はその一助となるべく、すべての人々がデジタル技術の恩恵を受け、安全かつ豊かな暮らしを楽しむことができるよう、これからの時代を担うデジタル人材・サイバーセキュリティ人材の育成と同時に、さまざまな基盤を整える取り組みに邁進いたします。



独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 齊藤 裕

## 1. 法人の目的、業務内容

### (1) 法人の目的

IPA は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としています。(情報処理の促進に関する法律第 40 条)

### (2) 業務内容

IPA は、情報処理の促進に関する法律第 40 条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- i) 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラム(事業活動に広く用いられるものに限る。)であって、その開発を特に促進する必要がある、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。
- ii) i) に記載する業務に係るプログラムについて、開発すべきプログラムを把握するために、必要に応じて、技術動向、ユーザのニーズ、その他プログラム開発に関する国内外の情報収集及び調査を行うこと。
- iii) i) に記載する業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。
- iv) 情報処理サービス業者等(情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。)が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
- v) 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
- vi) 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価及び情報処理サービス業を営む者の技術的能力その他事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。
- vii) 関連する国際標準・指針等と整合した評価を行うため、必要に応じて、評価技術・評価能力・評価基準等に関する国際的動向その他必要な調査を行うこと。
- viii) サイバーセキュリティに関する講習を行うこと。
- ix) 情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。
- x) 各省各庁の長(財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。)又は事業者(情報処理システムを設計し、開発し、又は利用する者に限る。)の依頼に応じて、運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携を促進するために必要な取組を行うこと。
- xi) 認定事業者の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力を行うこと。
- xii) 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 60 条の 2 に規定する調査を行うこと。
- xiii) ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 170 条の 2 に規定する調査を行うこと。
- xiv) 中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第 17 条に規定する業務を行うこと。
- xv) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 105 条の 2 に規定する調査を行うこと。
- xvi) 中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 45 条に規定する業務を行うこと。
- xvii) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)第 4 条第 2 項第 6 号に規定する業務を行うこと。
- xviii) 産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)第 77 条に規定する業務を行うこと。
- xix) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

x x) 支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務若しくは認定審査事務又はサイバーセキュリティ基本法第 31 条第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定による事務を行うこと。

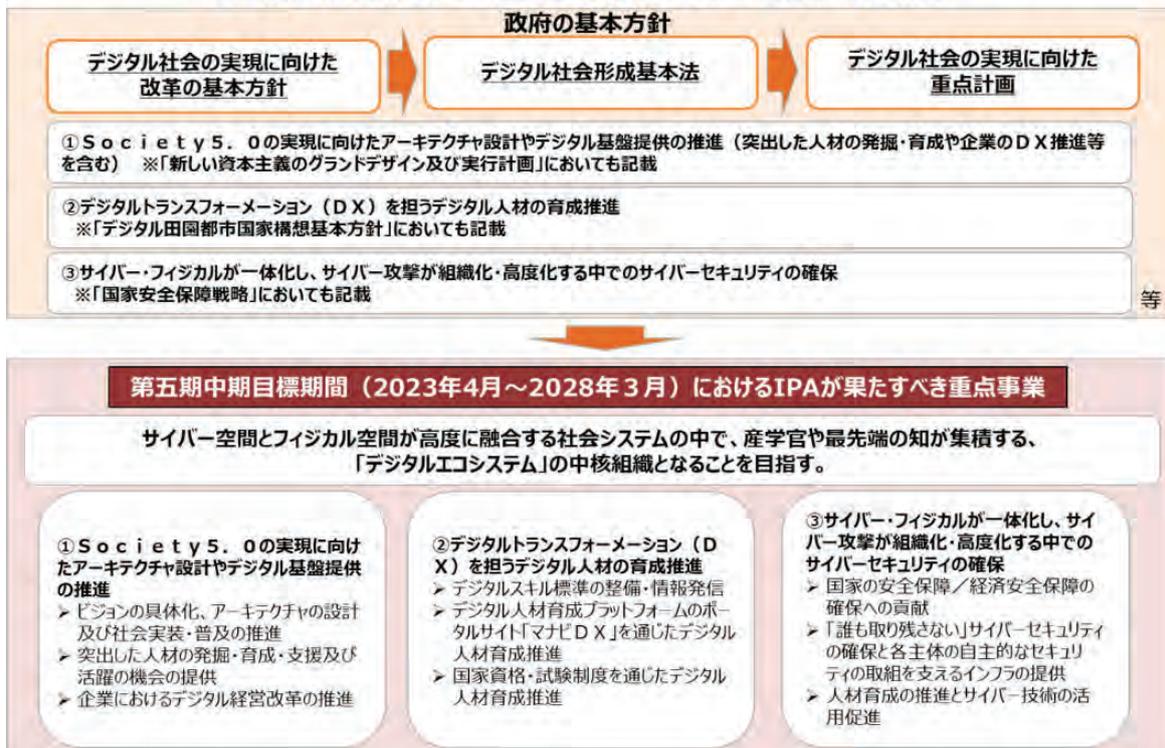
x x i) ix)に記載する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のため事業者その他の電子計算機を利用する者が講ずべき措置の内容を公表すること。

注 上記業務のうち「iv」「v」の債務保証事業については、平成 18 年 12 月の「独立行政法人情報処理推進機構の組織・業務全般の見直しについて」(経済産業省)及び平成 21 年 11 月に行われました行政刷新会議事業仕分けの評価結果等を踏まえ、平成 22 年 3 月をもって新規引き受けを終了し、事業を廃止いたしました。なお、現在保証中のものが完済するまでは、それらの管理業務を継続していきます。

## 2. 政策体系における法人の位置づけ及び役割(ミッション)

国の主要なデジタル政策に基づく法人の目的、役割が IPA 第五期中期目標の中で下記のとおり示されています。

### 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) に係る政策体系図



## 3. 中期目標

### (1) 概要

IPAは、情報処理の促進に関する法律(以下「情促法」という。)に定められているとおり、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としています。

世界的にも、加速度的なデジタル化が進展する中、我が国としてもデジタル社会の実現は、最重要課題の一つです。令和 2 年 12 月には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が定められ、これを受けて、デジタル社会形成基本法に基づき、令和 3 年 9 月にはデジタル庁が創設されるとともに、デジタル社会の形成に関する具体的な取組の全体像やスケジュール等を示すものとして、令和 3 年 12 月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」も決定(令和 4 年 6 月改訂)されるなど、政府全体としてデジタル政策に関する取組を強力に推し進めているところです。

こうした中、デジタル政策を推進する随一の独立行政法人であるIPAについても、政府のデジタル政策の一翼を担

う重要な機関として、更なる取組の強化が求められており、特に、第五期中期目標期間においては、Society5.0 の実現に向けて、デジタルエコシステムの創出に取り組む必要があります。具体的には、IPAが以下のような機能を有し、サービスを提供するとともに、これらを継続的に高度化していくことに取り組むことで、IPAが産学官や最先端の知が集積するデジタルエコシステムの中核組織となることを目指す必要があります。

- ・アーキテクチャ設計や企業・産業・地域のDXの社会実装等の推進
- ・企業・産業・地域のDXを支えるデジタル推進人材の供給
- ・サイバー空間における安全・安心の維持

詳細につきましては、第五期中期目標を参照してください。

## (2) 一定の事業等のまとめりごとの目標

一定の事業等のまとめり(セグメント区分)は、IPAの各々の業務内容を基にして、下表のとおり全部で8つに区分しています。また、経理区分については、各業務と財源区分との関係などから4つに区分しており、これらの関係は次のとおりです。

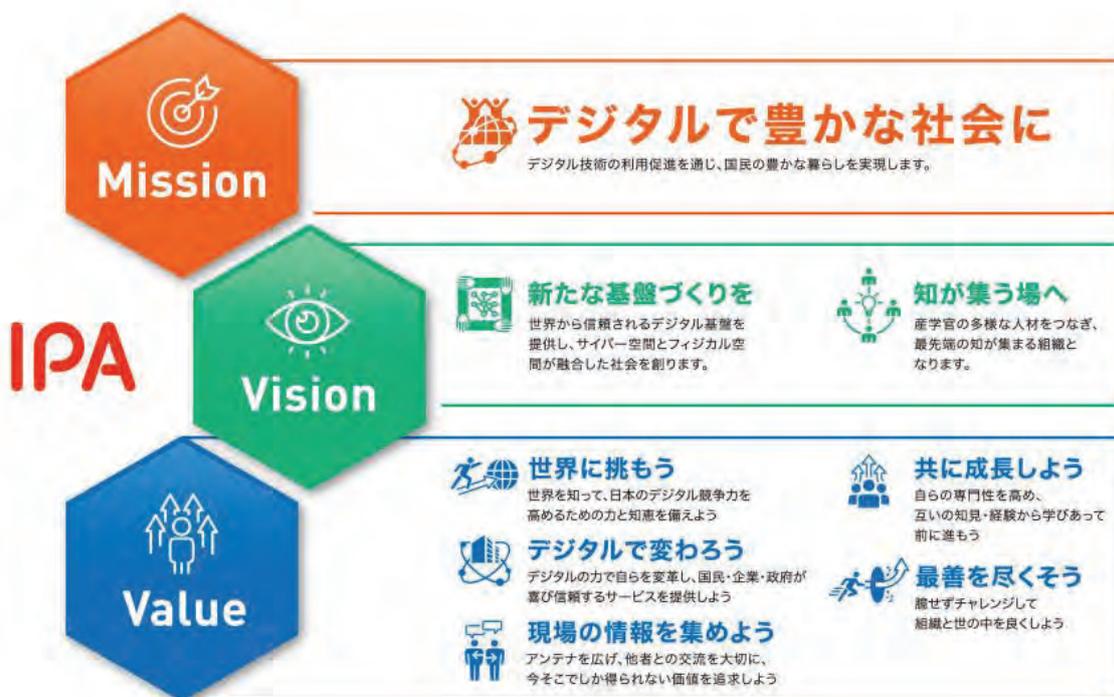
一定の事業等のまとめり(セグメント区分)	勘定区分
デジタル基盤業務	一般勘定
デジタル人材育成業務	
サイバーセキュリティ業務	
債務保証業務	
法人共通業務	
情報処理技術者試験業務	試験勘定
地域事業出資業務	地域事業出資業務勘定
戦略的ソフトウェア開発業務	事業化勘定

なお、各業務の目標は、5. 中期計画及び年度計画を参照してください。

#### 4. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

第五期中期目標期間において、IPA 役職員が共有すべき価値観・目指すべき姿を可視化するため、新たにミッション（組織の使命・存在意義）・ビジョン（作り上げたい世界観）・バリュー（行動指針・共通の価値観）を策定しました。

私たちは事業と業務を通じてこのミッション・ビジョン・バリュー（MVV）を実践し、データとデジタル技術の力でより良い社会と暮らしの実現を目指します。



#### 5. 中期計画及び年度計画

第五期中期計画(令和5年4月～令和10年3月)に掲げる項目及びその主な内容と令和5年度の年度計画との関係は次のとおりです。

詳細につきましては、第五期中期計画及び年度計画を参照してください。

(注1)ピンク色はセグメント区分を表しています。

(注2)評価比率の小さな項目については、指標等の表示は省略しています。

I. 国民に対するサービスその他の業務の質の向上	
1. Society5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進	
〈デジタル基盤業務〉	
第五期中期計画と主な指標等	令和5年度計画と主な指標等
(1)ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進 ✓ Society5.0の実現に向けた、5以上の領域におけるアーキテクチャの設計と、ソフトウェア技術を含むデジタル基	✓5以上の領域におけるアーキテクチャ設計を実施し、合計20点の水準

盤に関する新規のサービスの提供の開始(領域毎に20点に達成率を乗じた点数を合算して、第五期中期目標期間終了時点で100点以上が目標。5つの領域で達成率100%(B)を実現することを目標とした上で、それぞれ達成率150%(C)、200%(D)を目指す。)	
(2)突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 ✓未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ活動を、新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数で総合的に捉え、第五期中期目標期間中の合計数(延べ130件)	✓左記件数について22件以上
(3)企業におけるデジタル経営改革の推進 ✓デジタル経営改革に向けDX推進指標による自己診断実施組織数(大企業に限る)(制度開始以降第五期中期目標期間終了時点で2,000組織)	✓左記組織数について220組織以上増加
<b>2. デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進</b>	
<b>&lt;デジタル人材育成業務&gt;</b>	
(1)デジタルスキル標準の整備・情報発信 ✓デジタルスキル標準及びITスキル標準等の情報アクセス数(毎年度261,438件以上)	✓左記件数について261,438件以上
(2)デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビDX」を通じたデジタル人材育成推進 ✓「デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト(マナビDX)」のアクセス数(毎年度30万件以上)	✓左記件数について300,000件以上
<b>&lt;情報処理技術者試験業務&gt;</b>	
(3)国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 ✓情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数(毎年度544,090人以上)	✓左記応募者数について544,090人以上
<b>3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保</b>	
<b>&lt;サイバーセキュリティ業務&gt;</b>	
(1)国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ✓国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査における上位回答(2/3以上) ✓継続的な意見交換を実施する海外主要機関数(10機関以上)	✓左記の上位回答率について2/3以上 ✓左記機関数について6機関以上
(2)「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 ✓自治体・中小企業等の団体と連携数(50団体以上)	✓左記団体数について10団体以上
(3)人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 ✓第5期中核人材育成プログラム以降の修了者が帰任後に企業や産業、社会に対して行ったサイバーセキュリティ対策の向上に資する活動数(1,000件以上)	✓左記件数について170件以上

II. 業務運営の効率化に関する事項	
＜法人共通業務＞	
1.機動的・効率的な組織・業務の運営及び人材確保等	
2.業務経費等の効率化 ✓経費の効率化・削減(前年度比一般管理費△3%、業務経費△1%)	✓経費の効率化・削減(前年度比一般管理費△3%、業務経費△1%)
3.調達合理化	
4. IPA-DXの推進等を通じた業務運営の効率化 ✓DX推進指標の自己診断結果における成熟度レベル平均スコア(3.0以上)	✓左記スコアについて1.9
III. 財務内容の改善に関する事項	
＜法人共通業務＞	
1.運営費交付金の適正化	
2.自己収入の拡大	
＜情報処理技術者試験業務＞	
3.試験勘定の採算性の確保	
＜地域事業出資業務＞	
4.地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)	
＜債務保証業務＞	
5.金融業務(債務保証管理業務)の適切な管理	
IV. その他業務運営に関する重要事項	
＜法人共通業務＞	
1.Society5.0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出	
2.内部統制の充実・強化	
3.機構における情報管理及び情報セキュリティの確保	
4.戦略的な調査・広報の推進 ✓ウェブ媒体における記事掲載件数(12,500件以上)	✓左記件数について2,500件以上
5.人材の確保・育成に係る方針	

## 6. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

### (1)ガバナンスの状況

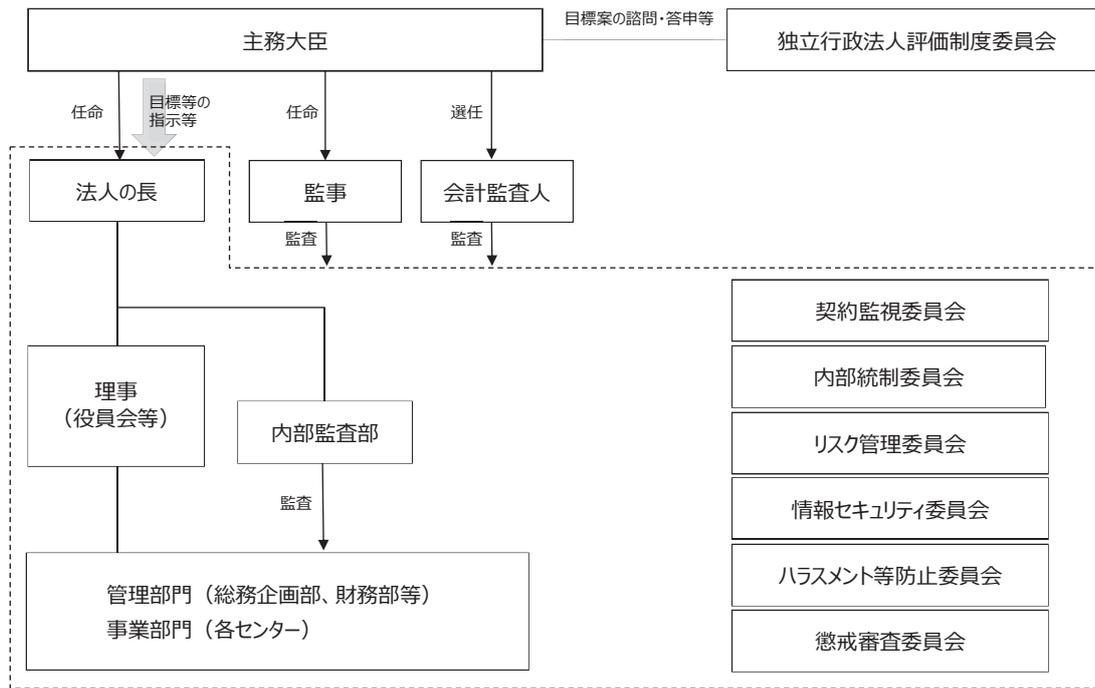
#### ① ガバナンス体制図

IPAにおけるガバナンスの体制は次のとおりです。

内部統制の目的は、IPAの役職員の職務の執行が独立行政法人通則法(以下、「通則法」という。)、情促法又は他の法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことです。また、内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人の監査のほか、内部統制委員会などの委員会を設け、定期的なモニタリング等を実施しています。

内部統制の充実・強化の詳細につきましては、令和5年度自己評価書を参照してください。

情報処理推進機構のガバナンス体制図



## (2) 役員等の状況

## ① 役員等の氏名、役職、任期、担当及び経歴

令和6年3月31日現在

役職	氏名	任期	経歴	
理事長	齊藤 裕	自: 令和5年4月1日 至: 令和10年3月31日	昭和54年4月 平成18年4月 平成22年4月 平成26年4月 平成28年4月 平成30年4月 令和2年4月 令和2年5月 令和4年7月 令和5年4月	株式会社日立製作所 入社 同社 情報・通信グループ情報制御システム事業部長 同社 執行役常務 情報制御システム社社長 (兼)スマートシティ事業統括本部副統括本部長 同社 代表執行役 執行役副社長 情報・通信システムグループ長 (兼)情報・通信システム社社長 (兼)プラットフォーム部門 CEO 同社 代表執行役 執行役副社長 IoT 推進本部長 ファナック株式会社 副社長執行役員 (IoT 担当) (兼)Intelligent Edge System 合同会社社長 同社 取締役副社長執行役員 IoT 統括本部長 (兼)Intelligent Edge System 合同会社社長 独立行政法人情報処理推進機構顧問(デジタルアーキテクチャ・デザインセンター長) 同 特別参与 独立行政法人情報処理推進機構 理事長
理事	小見山 康二	自: 令和4年4月1日 至: 令和6年3月31日	平成4年4月 平成21年7月 平成23年7月 平成25年6月 平成27年7月 平成29年6月 平成30年7月 令和2年7月 令和4年4月	通商産業省 入省 徳島県警察本部 警務部長 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新産業・社会システム推進室長 経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境経済室長 同省 通商政策局 米州課長 同省 製造産業局 金属課長 内閣府 政策統括官(経済社会システム担当)付参事官 (市場システム担当) 特許庁 総務部長 独立行政法人情報処理推進機構 理事
理事	奥村 明俊	自: 令和6年1月5日 至: 令和8年1月4日	昭和61年4月 平成12年4月 平成13年10月 平成16年1月 平成18年7月 平成21年10月 平成22年4月 平成23年7月 平成29年4月	日本電気株式会社 入社 同社 <コーポレート> 情報通信メディア研究本部 研究マネージャー 同社 マルティメディア研究所 研究部長 同社 <R&D ユニット> 中央研究所メディア情報研究所 研究部長 同社 <知的資産 R&D ユニット> 中央研究所メディア情報研究所研究統括マネージャー 同社 <知的資産 R&D ユニット> 中央研究所共通基盤ソフトウェア研究所エグゼクティブエキスパート 同社 <知的資産 R&D ユニット> 中央研究所情報メディアプロセッシング研究所エグゼクティブエキスパート 株式会社 NEC 情報システムズ 執行役員 NEC ソリューションイノベータ株式会社 執行役員

			平成 31 年 4 月 令和 2 年 1 月 令和 4 年 1 月 令和 6 年 1 月	独立行政法人情報処理推進機構 理事 独立行政法人情報処理推進機構 理事（再任） 独立行政法人情報処理推進機構 理事（再任） 独立行政法人情報処理推進機構 理事（再任）
監事	船木 信克	自:令和 5 年 6 月 28 日 至:※	昭和 56 年 4 月 平成 22 年 3 月 平成 25 年 4 月 平成 25 年 6 月 平成 26 年 6 月 令和元年 6 月 令和元年 10 月 令和 5 年 6 月	株式会社第一勧業銀行 入行 株式会社みずほコーポレート銀行 常勤監査役 みずほ証券株式会社監査役 株式会社みずほフィナンシャルグループ常勤監査役 同社 取締役 興銀リース株式会社常勤社外監査役 みずほリース株式会社常勤社外監査役 独立行政法人情報処理推進機構 監事
監事 (非常勤)	小松 文子	自:令和 5 年 6 月 28 日 至:※	昭和 56 年 4 月 平成 19 年 7 月 平成 21 年 7 月 平成 28 年 4 月 令和 2 年 12 月 令和 5 年 4 月 令和 5 年 6 月	日本電気株式会社 入社 同社 中央研究所技術主幹 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター情報セキュリティ分 析ラボラトリー長 長崎県立大学情報システム学部情報セキュリティ学科長 長崎県立大学副学長(情報担当) ノートルダム清心女子大学特別招聘教授(現職) 独立行政法人情報処理推進機構 監事(非常勤)

※:中期目標期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで

## ② 会計監査人の氏名または名称及び報酬

会計監査人は太陽有限責任監査法人であり、当該監査法人に対する当事業年度の IPA の監査証明業務に基づく報酬の額は10百万円(消費税等を含む。)です。また、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する当事業年度の IPA の非監査業務に基づく報酬はありません。

## (3)職員の状況

常勤職員は令和 5 年度末において 465 名(前期末 404 名)であり、平均年齢は 46.4 歳(前期末 46.2 歳)となりました。このうち、国等からの出向者は 22 人、民間からの出向者は 93 人です。

「女性活躍推進法に基づく独立行政法人情報処理推進機構一般事業主行動計画」に基づき公表している指標については以下のとおりです。

目標 1:管理職に占める女性割合を 20%程度とする(令和 5 年度末:13.8%)

目標 2:有給休暇取得日数の平均を 14 日以上とする(令和 5 年度:14.1 日)

## (4)重要な施設等の整備等の状況

### ① 当事業年度に完成した主要な施設等

該当事項はありません。

### ② 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

該当事項はありません。

③ 当事業年度に処分した主要な施設等

該当事項はありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	19,996	-	-	19,996
資本金合計	19,996	-	-	19,996

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

該当事項はありません。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳(運営費交付金、補助金、自己収入など)

令和5年度の法人単位の収入決算額は18,970百万円であり、国からの財源措置の他にも様々な収入がありその内訳は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	金額	構成比率
運営費交付金収益	8,052	42.4%
業務収入	8,652	45.6%
補助金等収益	223	1.2%
寄附金収益	34	0.2%
資産見返負債戻入益	1,648	8.7%
引当金見返に係る収益	290	1.5%
財務収益	5	0.0%
雑益	67	0.4%
臨時損失	0	0.0%
合計	18,970	100.0%

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

② 自己収入に関する説明

IPAにおける自己収入として、業務収入、寄付金収益などがあります。

収入全体の5割を占める業務収入の内訳は、サイバーセキュリティに関する事業のセキュリティ業務収入2,102百万円、受託事業収入548百万円及び情報処理技術者試験の試験手数料等収入5,972百万円などです。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

SDGsに関する取組みとして、社会や環境の持続可能性の確保・向上のためにグリーン購入法等の調達を組織全体で推進しています。また、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」の規定に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績を公表するとともに、具体的な措置を定める実施計画を公表しています。

なお、詳細につきましては、ウェブサイトに掲載している温室効果ガス排出抑制等に関する取組みを参照してください。

## (8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

IPA は、デジタルエコシステム創出に向けた産官学のハブ機能とガイドライン等の策定、人材育成をするための各種プログラムの提供、デジタルスキル標準や教育コンテンツ等の発信、国家試験・資格の運営、関係機関や産業界と連携したサイバー状況把握及び事案対処など、デジタル分野における広範かつ専門的な業務を担っています。

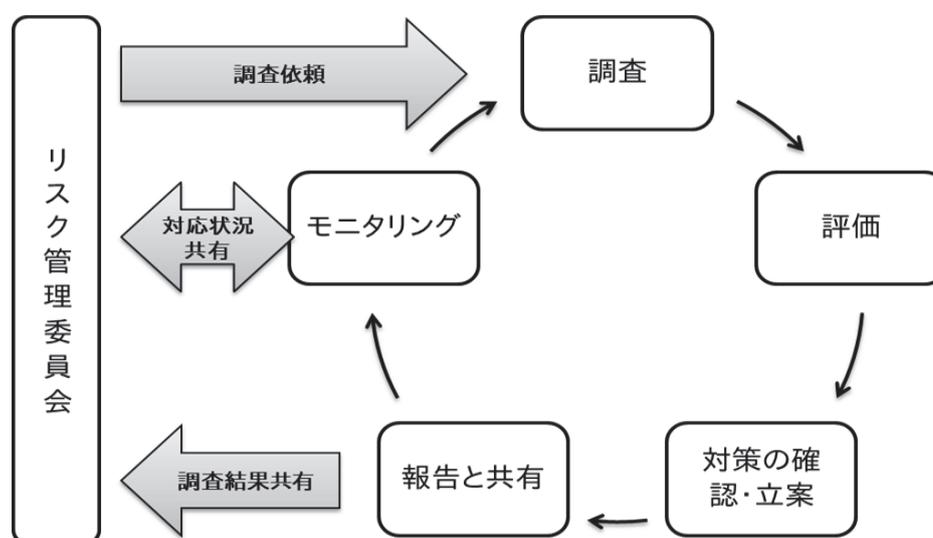
これらの活動を支えるために必要な専門的な人材、独自の知見やノウハウの蓄積、関係機関や産業界等との関係性、個別システムの保有等が IPA の強みや基盤を維持・創出していくための源泉です。

## 7. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

### (1) リスク管理の状況

IPA は、業務遂行の支障となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備しています。(業務方法書第 35 条)

IPA におけるリスク管理のプロセスは次のとおりです。



令和 5 年度は、前年度までに抽出・管理してきたリスクについて、第 1 回のリスク管理委員会において対応状況の報告を求め、モニタリングを行うことで部署ごとに抱えるリスクの共有を図り、他部署における新たなリスクの気付きに寄与しています。また、当該リスクの見直しを図ることを前提に、第 2～4 回のリスク管理委員会においては、インシデント報告に係る対応レベルや行動ガイドを整備した上で、インシデント事案(計 29 件)をリスク定義別・レベル別に整理することで、原因分析・再発防止に向けたモニタリング(見える化)を促進する感度の高い組織作りに取り組みました。

### (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

業務運営上の重要な課題・リスク及び、その調査状況や対応状況は、次のとおりです。

#### [事業の継続的遂行]

重大なインシデントの顕在化を防止するためには、軽微な段階で捕捉して対策を図ることが重要なことから、2023 年度から更なるインシデントの捕捉に注力したところ、業務上の重大な課題・リスクが散見されました。事業の継続的遂行を妨げるものとして、情報セキュリティリスクや広報活動の信頼性に関するリスク等が挙げられますが、リスクを識別し、定期的にモニタリングするために、内部統制委員会・リスク管理委員会を開催して包括的にチェックしています。リスク管理に関しては、今後も一層の強化を図るべきと考えています。

更に、新型コロナウイルス感染症に係る5類移行の措置を受け、IPA においてはテレワークと通常勤務のバランス

を取りながら適切な勤務体制を構築すべく取組みを進めました。併せて、震災などを想定した事業継続計画(首都直下地震発生時等への対応)及び新型コロナウイルス感染症などパンデミックを想定した事業継続計画(新型インフルエンザ等の感染症発生時対応)については、国の最新の方針等に準拠すべく改正(令和5年7月)を行いました。なお、令和6年1月に発生した能登半島地震においては、安否確認システムを用いて職員及びその家族の安否等を適切に把握することで、事業継続の実効性を確認しました。

#### [機微な個人情報の漏えい・情報セキュリティの確保]

各業務に関わる個人情報等の漏えいリスクは、情報セキュリティリスクの中でも極めて重大なリスクであり、外部からの侵入や不正持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどの事務事故などによる情報の流出に対応するため、インシデント発生時の対応フローを整備し、機構全体に周知しています。対応フローに基づきインシデントが発生次第、即座に報告をあげ、素早く組織として状況を把握し、影響を最小限にすることに注力する運営をしています。また発生した事象や関わる再発防止策については、リスク管理委員会を通して機構内で情報を共有し、全職員が防止に対して意識を高めるよう努めています。

情報セキュリティ対策としては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の大幅改定(令和5年度版)に基づき、情報セキュリティ関係規程の刷新に着手しました。具体的には、「独立行政法人情報処理推進機構情報セキュリティ対策基準」を令和5年12月に制定し、令和6年4月に施行するとともに、前述の対策基準で求められる運用規程の全て、及び実施手順の一部を策定し令和6年4月に施行しました。

#### [適切な労務管理及び効率的な業務遂行]

業務運営上の重要な課題・リスクとしては、職員の長時間勤務やメンタルヘルスの問題などがあります。

長時間勤務に関しては、毎月全職員の超過勤務時間を確認し、人事部長から役員及び各部門の長に対して毎月の超勤の状況を報告しています。そして、非管理職員において法定労働時間を超える超過勤務時間が45時間を超える月が一定数を越えた場合、該当職員の部門長から長時間勤務の削減に向けた対策について役員及び人事部へ報告する運用としています。

メンタルヘルスに関しては、メンタルヘルスに関する研修(「セルフケア:全職員向け」及び「ラインケア:管理職員向け」)を実施し受講してもらうとともに、ストレスチェックを実施し、高ストレスと判定された職員や希望する職員については産業医の面談受けをもらい、状況の改善に努めています。

併せて、年間最低5日の有給休暇取得の義務付けや勤務時間帯の変更(スライド勤務)制度などについて組織内に周知し、テレワークの活用と併せて休暇の取得や勤務時間帯の変更などがしやすく、働きやすい環境となるように、組織一体での取組みを推進しています。

#### [ハラスメント対応]

職場でハラスメント行為がなされると、職場環境が悪化して働きづらくなり、組織のパフォーマンスが低下し、その結果として事業目標の未達にもなりかねず、さらに法律に抵触するとすると、IPAは社会からの信頼を失うことになるので、重大なリスクとなります。そこで、職員がハラスメントに関する相談を早期に信頼できる相手にできるように外部相談窓口及び内部相談員の体制を整備し、また全職員向けのハラスメントに関する研修を実施し、事案発生時はハラスメント防止等委員会を開催することにより適切な対応を行っています。

詳細につきましては、令和5年度自己評価書を参照してください。

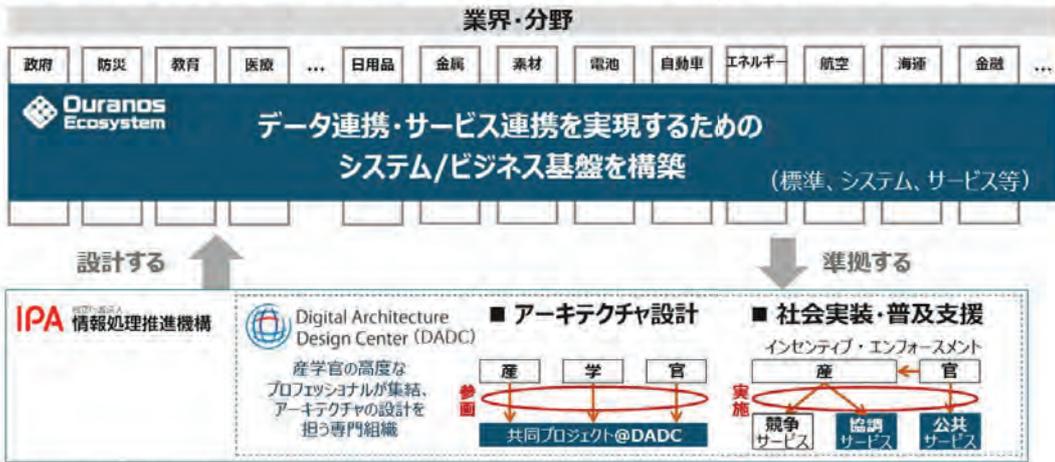
## 8. 業績の適正な評価の前提情報

主な事業の概要は以下のとおりです。

### (1) デジタルアーキテクチャ設計、デジタル基盤整備等に関する主な事業スキーム

#### アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進

- 政府・民間の依頼に応じ、産学官の関係者を柔軟かつ円滑に巻き込みながら、グローバルな動向を踏まえ、協調領域を中心に中立透明にSociety5.0を実現するためのアーキテクチャを設計。
- 業界・分野を横断する共通領域として、アーキテクチャの設計、研究開発・実証、社会実装・普及の取組を推進。



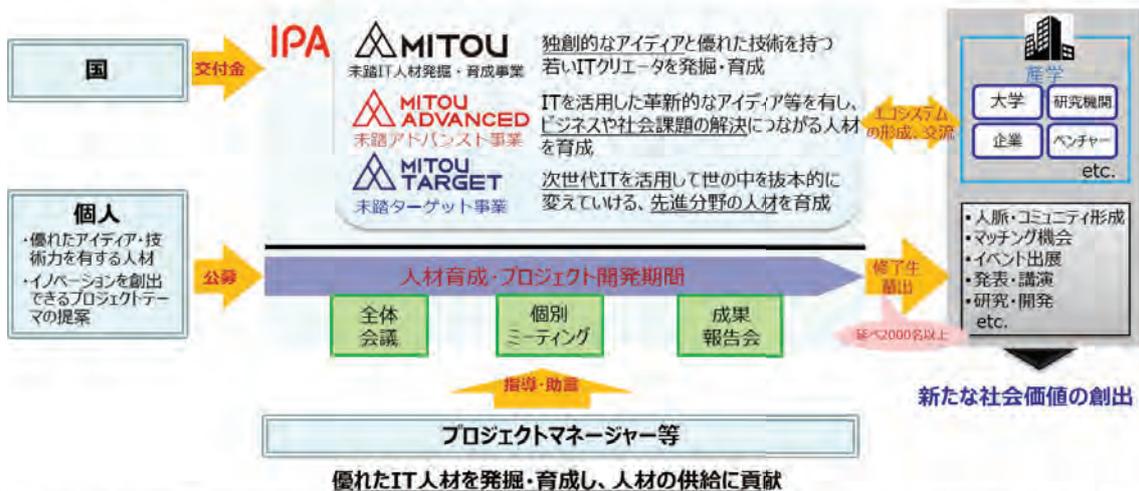
出典：2023年7月24日経済産業省「デジタルライフライン全国総合整備計画の検討状況について」(度もとにIPAが作成  
[https://www.digital.go.jp/assets/contents/mode/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/83076014-5e99-4268-920c-fefc1f0a7b21/e0a4f50/20230725\\_meeting\\_reality\\_roadmap\\_outline\\_04.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/mode/basic_page/field_ref_resources/83076014-5e99-4268-920c-fefc1f0a7b21/e0a4f50/20230725_meeting_reality_roadmap_outline_04.pdf))

(業務実績評価のための定量的指標)

- Society 5.0の実現に向けた、5以上の領域におけるアーキテクチャの設計と、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供の開始において、5以上の領域におけるアーキテクチャ設計を実施し、合計20点の水準を達成する。

#### 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供

- 未踏事業では、3つの人材育成プログラムを実施
- ITを駆使し、イノベーションを創出できる独創的なアイデア・技術力を有する人材を発掘・育成

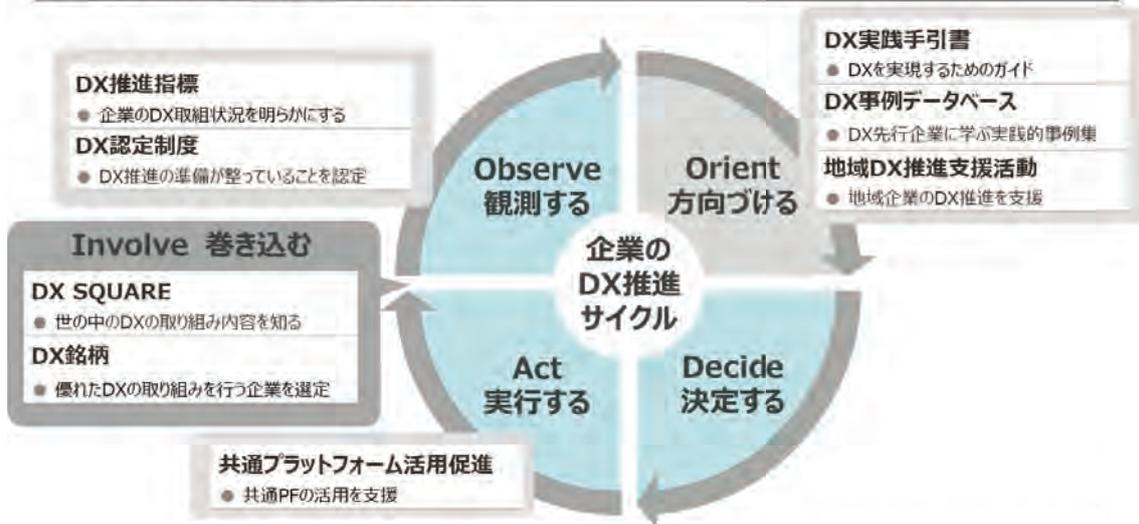


(業務実績評価のための定量的指標)

- 未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ活動を、新技術の創出数(知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数)、起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数などで総合的に捉え、合わせて22件以上とする。

## 企業におけるデジタル経営改革の推進

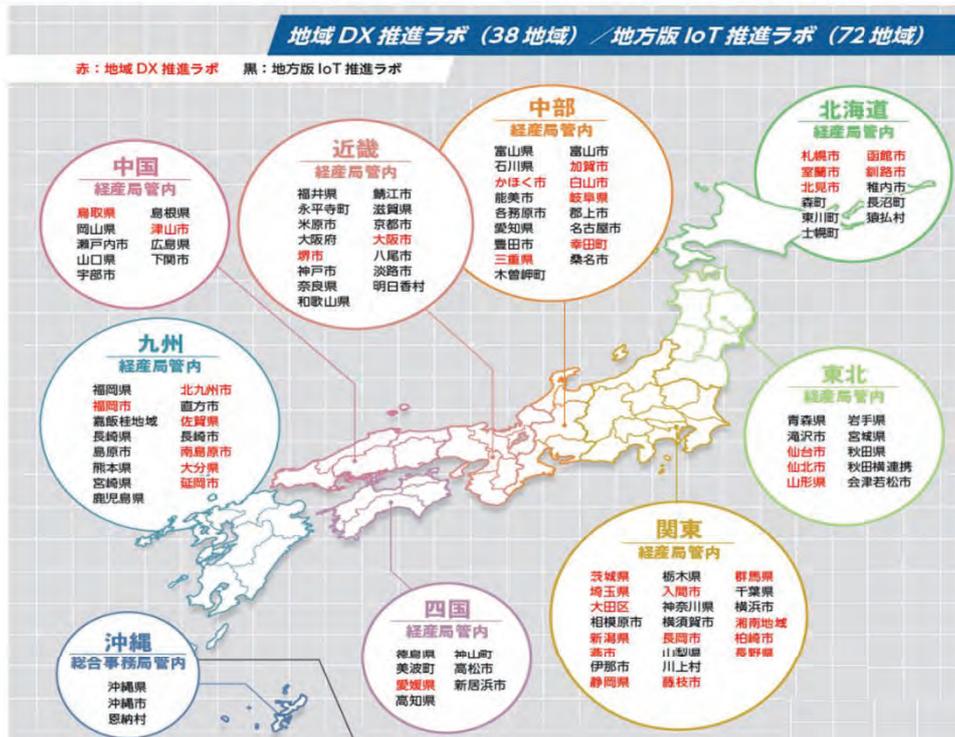
企業のDX取組状況を明らかにする「DX推進指標」、DX推進の準備が整っていることを国が認定する「DX認定制度」、優れたDXの取組みを行う企業を選定する「DX銘柄」の各事業の実施、地域のDX推進支援活動の他、これらの事業から得られるデータの分析及び公開、DXに関する情報発信などにより企業のDX実現を支援するとともに、各施策を有機的に運動させ、企業のDX推進サイクルを加速化。



(業務実績評価のための定量的指標)  
DX推進指標による自己診断実施組織数(大企業に限る)について、令和5年度中に220組織以上増加させる。

## 地域コミュニティ支援による全国大のDX推進

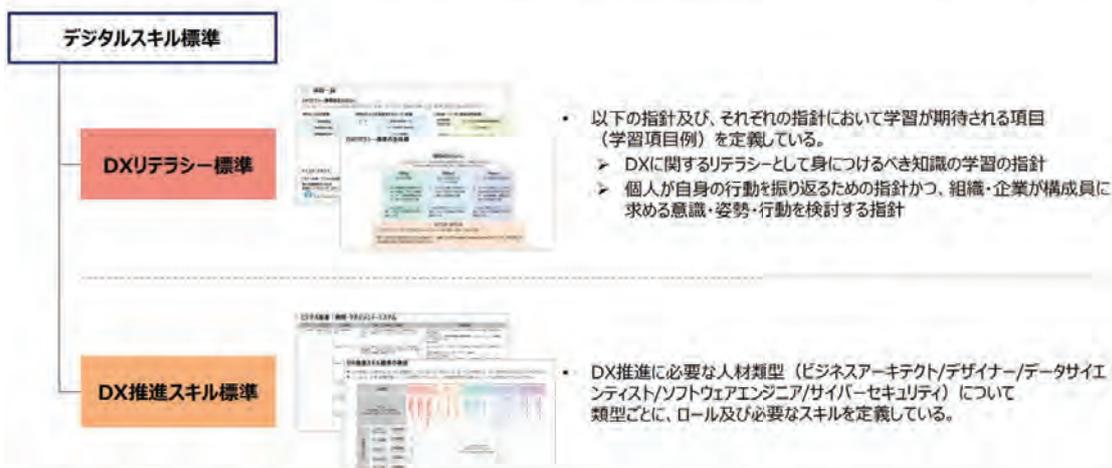
全国に広がる110の地域DX推進ラボ/地方版IoT推進ラボを通じた多様な参加者によるDX推進を支援。



## (2) デジタル人材育成に関する主な事業スキーム

### デジタルスキル標準の整備・情報発信

デジタルスキル標準は「DXリテラシー標準」と「DX推進スキル標準」の2つの標準で構成され、前者はすべてのビジネスパーソンに向けた指針及びそれに応じた学習項目例を定義し、後者はDXを推進する人材の役割（ロール）及び必要なスキルを定義している。



（業務実績評価のための定量的指標）  
デジタルスキル標準（DSS）及びITスキル標準等の情報アクセス数について、令和元年度から令和3年度の平均アクセス数の1.2倍（261,438件）を達成する。また、DSSの活用等に関するヒアリングを実施し、その活用状況を踏まえ利用促進策を検討する。

### デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビDX」を通じたデジタル人材育成推進

#### 「マナビDX(デラックス)」とは？

- 経済産業省・IPAが『デジタル人材の育成・確保』を目的に開設・運営
  - ・ デジタルに関する基礎～実践、現場研修プログラムまで幅広く提供しているポータルサイト
  - ・ これまでデジタルスキルを学ぶ機会がなかった人にも、新たな学習を始めるきっかけを提供
  - ・ 掲載講座は『スキル標準』に紐づけされている

#### 信頼感の獲得

公的機関運営サイトにスキル標準に準拠した審査を通過した講座として掲載

#### 顧客接点の拡大

初心者から専門スキルを学びたい人まで幅広い層がサイトを訪問

#### 講座掲載無料

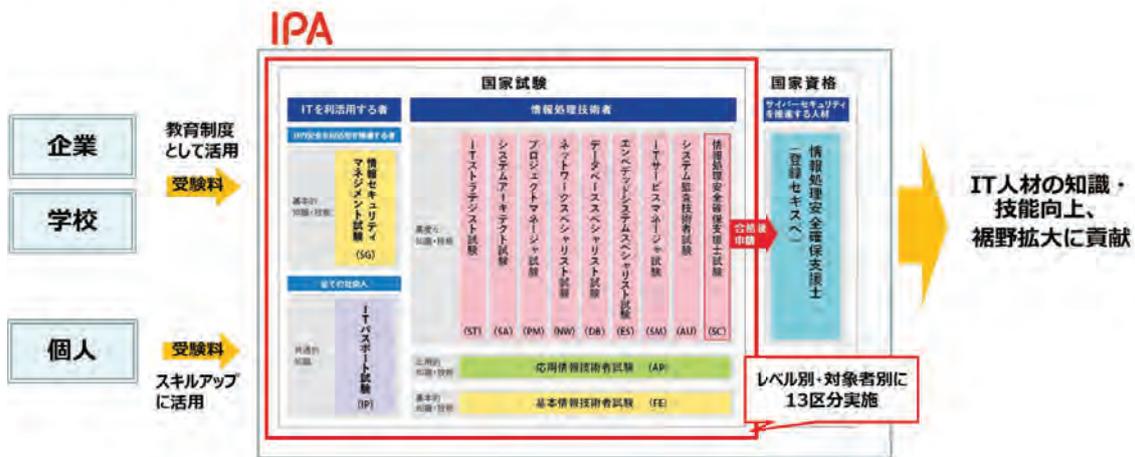
#### マーケティングに活用

「マナビDX」のロゴを貴社プレスリリースや講座紹介のページへの活用OK

講座登録件数: 634件 (199事業者) ※2024年3月末時点

（業務実績評価のための定量的指標）  
「マナビDX」のアクセス数について、30万件以上を達成する。あわせて、マナビDXを通じて、リスティングを中心としたデジタル人材育成の拡大を目指す。

## 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進



(業務実績評価のための定量的指標)  
 令和5年度情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験の応募者数について、デジタル化の進展やITをとりまく環境変化、技術の高度化、デジタル社会で広く求められるITリテラシーなどを踏まえた試験問題を作成するとともに、産業界・教育界(大学、高等専門学校、高等学校など)等に対する試験の周知を図るなど応募者数増加に資する取組等によって、応募者数544,090人以上を達成する。

### (3) サイバーセキュリティの確保に関する主な事業スキーム

## 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献

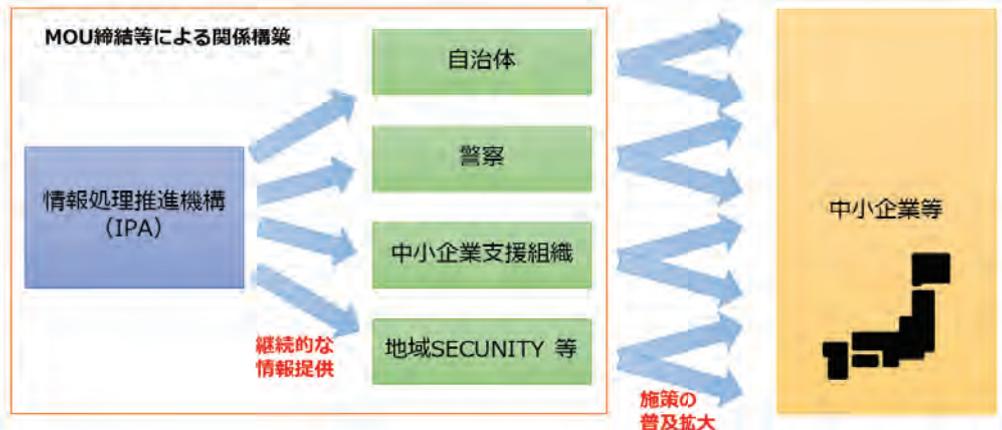
セキュリティマネジメントからオペレーションまでトータルな施策・対応を実施することで、国家・経済の安全保障に貢献



(業務実績評価のための定量的指標)  
 情報の分析・脅威評価を国に提供することや人材育成支援等を通じて、国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査を行い、上位回答を2/3以上とする。あわせて、機構による標的型攻撃を中心とした情報の分析・脅威評価の提供を通じて、政府の政策への貢献を目指す。また、重大なサイバーセキュリティインシデントの発生状況に係る参考指標として、大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数を把握する。

## 「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供

- 各地域でサイバーセキュリティ対策支援を実施する自治体、県警、団体等との連携体制を構築し、機構が提供する制度や各種施策に関して継続的な情報提供を行うことで、中小企業等の底上げ支援と国民のリテラシーを向上させる取り組み。



(業務実績評価のための定量的指標)  
令和5年度において、10以上の自治体・中小企業等の関係団体と連携する。あわせて、連携組織との関係を継続し、より深化させていくことがサプライチェーン全体のレジリエンス向上の観点で重要であることから、MOU締結等の関係構築を図り、継続的な情報提供等を行う。

## 人材育成の推進とサイバー技術の活用促進、海外機関との連携

- 社会インフラ・産業基盤事業者において、海外主要機関と連携し、自社システムのリスクを認識しつつ必要なセキュリティ対策を判断できる人材を育成するプログラム提供等を行う取り組み。



(業務実績評価のための定量的指標)  

- 第5期中核人材育成プログラム以降の修了者の活動数について、170件以上とする。(修了者の所属企業での取組み件数に加え、社外でのセミナー、カンファレンスでの講演、業界紙等への寄稿、人材育成プログラム等の支援など、社会のサイバーセキュリティ向上に貢献する取組をカウントする。)
- 海外主要機関との関係構築を図り、継続的な意見交換を実施する機関数を6機関以上とする。

## 9. 業務の成果と使用した資源との対比

### (1) 当事業年度の主な業績成果・業務実績

#### ① Society5.0 の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進

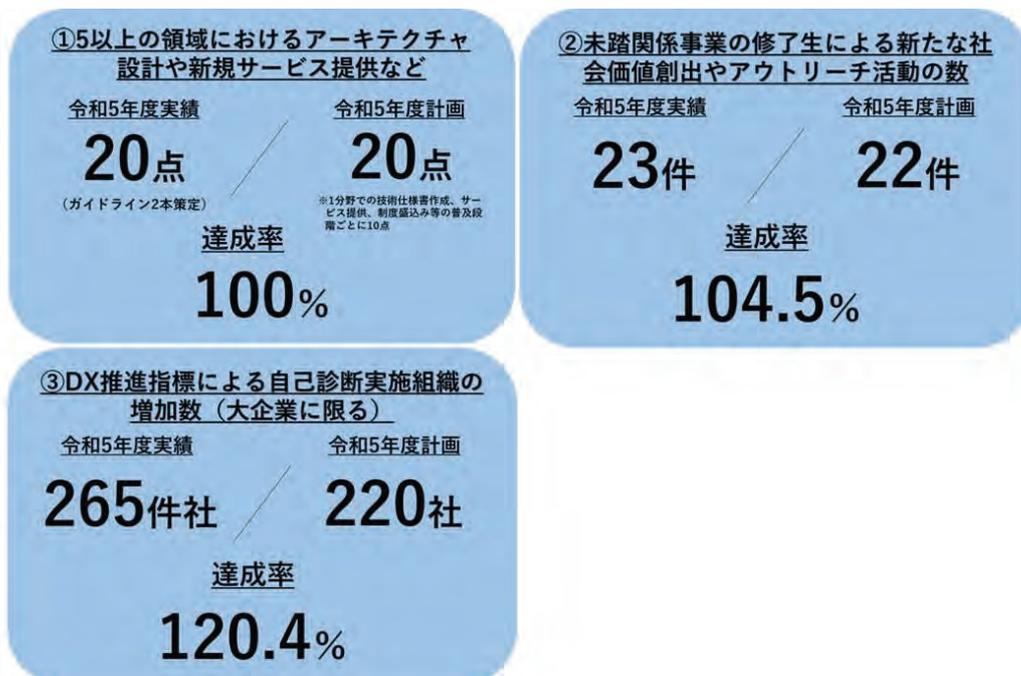
○デジタルアーキテクチャに関する取組として、政府の「デジタルライフライン全国総合整備実現会議」の発足を受け、経済産業省と連携して、デジタルライフライン実現化プロジェクトの取組を開始しました。空間情報やスマートビル、企業間の契約・決済、自動車用蓄電池のサプライチェーン等の領域においてガイドライン発出等の成果により社会実装が進展しました。また、経済産業省が推進する「ウラノス・エコシステム」の実現に向け基本構想や運用設計に着手するとともに、海外データ基盤との連携を検討、調整しました。

○未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ活動の件数について、新技術の創出数(知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数)、起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数など 23 件(目標値比 104.5%)を達成しました。また、継続的な普及促進活動の結果、育成規模の拡大を実現(令和 5 年度 113 人、前年度比 39 人増)。更なる育成規模拡大のための未踏アドバンス事業における 2 期制の導入に向けて、プロジェクトマネージャの増員や審査体制の在り方に関する検討を加速化しました。

○DX 推進指標ベンチマークレポートや DX 推進指標分析レポートの公開、DX 情報提供 Web サイト「DX SQUARE」の運営や講演などによる普及活動を進めた結果、DX 推進指標による自己診断実施組織数(大企業に限る)について、265 組織(目標値比 120.4%)を達成しました。また、地域 DX を促進するため、DX 施策、人材育成、セキュリティ対策といった関連情報を、地域ラボを通じて一体提供しました。

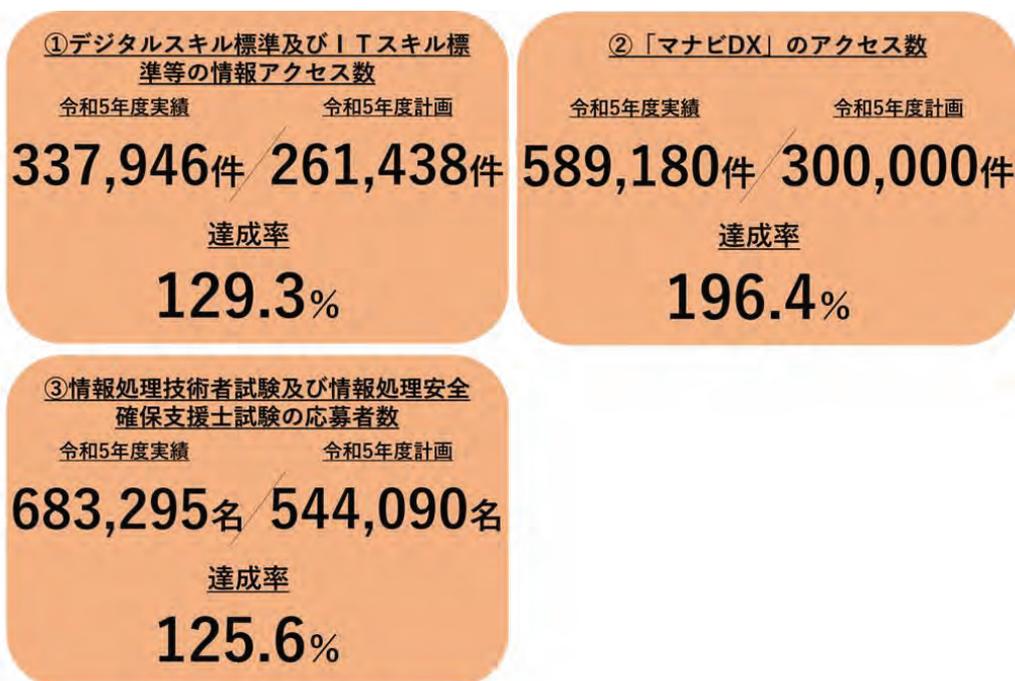
○DX 認定制度において、申請 2,658 件(前年度比 118%)、新規認定 372 社(前年度比 113%)、更新 269 社と、件数が大幅に増加しました。また、DX 認定制度の審査業務について BPR を実施し、諸々の改善施策を実施しました。

○AI 関連業務について、「AI 戦略会議」(令和 5 年 12 月 21 日)における内閣総理大臣表明を受け、2 か月弱という異例の速さで機構に AI セーフティ・インスティテュートを設立(令和 6 年 2 月 14 日)し、英米に先駆けて同日付で所長を任命しました。ウェブサイトの開設や体制整備を迅速に進めるとともに、日米ガイドラインのクロスワーク実施といった国際的な相互運用性向上のためのドキュメント整備、関係各国との協力関係構築のための調整を早期に実施しました。



## ②デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進

- 生成 AI 等の新技術を反映した迅速なデジタルスキル標準(DSS)の見直しやその普及・情報発信活動により、DSS 及び IT スキル標準等の情報アクセス数について、337,946 件(目標値比 129.3%)を達成しました。
- 「デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト(マナビ DX)」について、令和 5 年 3 月にサイトリニューアルを行い、ユーザーインターフェイス/ユーザーエクスペリエンス(UI/UX)を大幅に向上させました。運営を着実に実施することで、登録講座数が令和 4 年度末時点の 342 講座から 634 講座に大幅に増加してコンテンツが充実しました。また、CEATEC やデジタル人材育成支援 EXPO などをはじめとしたイベント、外部からの講師派遣依頼に対応して普及活動を実施した結果、マナビ DX のアクセス数は 589,180 件(目標値比 196.4%)を達成しました。
- 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験について、SNS(X、Facebook)の活用、企業訪問(オンライン等含む)、活用事例収集・公開など積極的な広報活動を展開し、応募者数は 683,295 人(目標値比 125.6%)で、平成 22 年度以来の 60 万人超、過去 18 年間で最多となりました。そのうち特に、IT パスポート試験(i パス)の年間応募者数は過去最多の 297,864 人となり、11 年連続で前年度を上回るとともに、10 万人を 6 年連続で、20 万人を 3 年連続で突破しました。受験手数料収入は全体で 51.2 億円(前年度比約 14%増)、うち i パスは 22.3 億円(前年度比約 18%増)となりました。
- 生成 AI 等の新しい技術の登場・普及がビジネス変革や生産性向上に影響を与える一方で、情報の真偽を判断するのが難しくなるなど、DX に関するスキル・リテラシーの重要性が増している状況を鑑み、DSS のうち、全てのビジネスパーソンが身につけるべきスキルの標準である DX リテラシー標準(DSS-L)を令和 5 年 8 月に改訂しました。さらに、これまでのデジタル人材関連施策や DSS の活用事例等を知ってもらう場として、イベントへの出展やウェビナーを主催し、延べ 2,076 名が参加しました。
- デジタルリテラシー協議会(Di-Lite)参画団体として DX を推進する専門人材に必要な基本スキルを有することを証明する「DX 推進パスポート」を新たに発行しました(2,198 件、令和 6 年 3 月 21 日までの申請)。
- 令和 6 年能登半島地震に関する被災地に係る救済措置として、対象となる試験応募者に対して振替手続の延長を行う等、発災後の短期間で必要な措置を実施しました。



- ③サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保
- セキュリティ関連事業の令和5年度の取組について、関係する政府機関等に対して、事業の満足度に関するアンケートを実施しました。回答数29件のうち、28件が、4段階中上位2段階の高い評価となりました(上位2段階の回答数の割合96.6%、目標値比144.8%)。
  - 継続的な意見交換を実施する海外主要機関として、東京で開催した「インド太平洋地域向け日米EU産業制御システムサイバーセキュリティウィーク」や中核人材育成プログラムにおける海外派遣演習などを通じて6機関と連携し、さらに海外動向調査の実施やCCRA(Common Criteria Recognition Arrangement)の議長を務めることを通じて、2機関との連携を構築しました(合計8機関、目標値比133.3%)。
  - 連携する自治体・中小企業等の団体数について、16団体(目標値比160%)を達成しました。
  - 第5期中核人材育成プログラム以降の修了者が行ったサイバーセキュリティ対策の向上に資する活動数について、357件(目標値比210%)を達成しました。(企業のセキュリティ対策全般の具体的提案・計画の策定又は改定(43件)、システムのセキュリティに係る運用保守の改善提案又は実施(39件)、セキュリティ機能の設計、改善提案又は実装(38件)、セミナーでの講演、人材育成プログラムでの講師等(52件)、ほか)
  - 国家支援型標的型サイバー攻撃対策として、引き続きサイバーレスキュー隊(J-CRAT)及びサイバー情報共有イニシアティブ(J-CSIP)を継続運用。とりわけ、令和5年にかけて、過去例を見ない頻度で観測された「ネットワーク貫通型攻撃」に関する情報収集及び初動対応支援を行い、一早く注意喚起を行ったほか、政府関係組織との対処支援での連携を図るなど、重要インフラ・重要産業分野・政府関係機関等に対するサイバー攻撃の早期発見・被害低減等に貢献しました。
  - 「サイバー情勢研究室」を新設し、地政学・経済安保見地とセキュリティ専門見地との統合的分析を行うとともに、潜在的な攻撃ターゲットとなるリスクがある関係企業方面に向けた脅威ブリーフィングを含め対外発信を推進しました。
  - 独立行政法人等の情報システムに対する不正な通信の監視、独立行政法人等31団体に対する監査(NISC委託事業)、デジタル庁3システムの監査、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)の運用など、引き続き政府のセキュリティ施策に貢献しました。
  - 高圧ガス保安法等の改正によるサイバーインシデントの原因究明調査について、対象業界(高圧ガス、ガス、電気)の実態を踏まえて調査の仕組みを構築するとともに、担当部署の設立を含め体制を構築しました。
  - サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム(SC3)については、産業界主導による活動の強化に向けて、国際連携、業界連携、人材育成面での新たな活動の枠組みの構築を側面支援しました。
  - 「SECURITY ACTION 制度」(セキュリティ対策の自己宣言制度)は、宣言者数33万件を達成。また、「サイバーセキュリティお助け隊サービス制度」は、中小企業のニーズに即した形で、制度の大幅拡充を実施しました。「情報セキュリティ安心相談窓口」は、関係機関との連携推進によって国民へのアプローチを強化し、相談件数が1万件を達成しました。
  - 「脆弱性関連情報届出受付制度」については、着実な運用を引き続き行うとともに、公表情報の充実、優先情報提供の円滑化に資する改訂を実施しました。
  - IoT製品のセキュリティ対策の強化のため、セキュア・バイ・デザインの視点を踏まえつつ、政府機関と連携強化を図り、政府調達等への義務付けを前提とした「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR)」の立上げに向け、経済産業省とともに制度構築案を取りまとめ、パブリックコメントを実施しました。特に、制度の安定的な運用と利用普及拡大を図る観点から、諸外国の例も参照しつつ、政府調達等への義務付けなどインセンティブ付けに向けた働きかけを関係機関に対して実施しました。
  - 若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成のため、セキュリティキャンプを開催しました。全国大会79名、ネクストキャンプ10名、ジュニアキャンプ5名が参加しました。また過去の修了生が講師等を行うなど、人材育成のエコシステムが確立しつつあります。
  - 重要インフラや産業基盤へのサイバー攻撃に対する防御力を強化するための短期プログラムでは、社会のニーズに

応えるため既存プログラムの対象業界やシナリオの追加や、新規プログラムを立ち上げて実施しました。また中核人材育成プログラムの修了者が講師・ファシリテータとして参加することでエコシステムを実現しました。さらに、地域経済産業局や経済団体等と連携して中核人材育成プログラムの修了者や受講者の講演等の機会を創出し、企業・地域でのセキュリティ意識の向上に資するとともに、修了者や受講者の活躍を支援しました。



#### ④ 業務運営の効率化、財務内容の改善等

- 組織運営の礎として理事長のリーダーシップの下、第五期中期目標期間のミッション、ビジョン、バリュー(MVV)を早期に策定しました(令和5年4月)。
- 政府方針や機構のMVVに応じて、デジタル基盤センターやAIセーフティ・インスティテュート、サイバー情勢研究室、サイバーインシデント事故調査体制の新設など、迅速かつ機動的に組織体制を変更しました。
- 予算の執行状況や残額の状況を可視化した「経営ダッシュボード」を導入し、役員・幹部のより迅速かつ円滑な経営判断に貢献しました。また収益化単位の見直し及び複数年度化の全面的導入により、不用額を1億円以下まで大幅に抑制(前5か年平均約10億円/年)、無駄のない予算執行に大きく貢献しました。
- 交渉により本部事務所に係る賃借料の大幅な値下げ(年間約7千万円)により、極めて困難な固定費削減を実現しました。また、業務効率化と産官学連携のため、サテライトオフィスを移転しつつ面積を拡大しました。
- 機構の人材強化のため、新卒採用の一部プロセスの外注、中途採用におけるスカウト型・エージェント型採用の導入により採用を強化しました。職員数(令和5年度末時点)は595名と前年度から58名増。また、タレントマネジメントシステムを通じた人材管理の推進や、複線型キャリアパス等の新制度の検討を実施しました。
- 財務会計業務の効率化のため、新規に導入した財務会計システムの安定稼働を確保しつつ、旅費や固定資産管理、謝金等に係る新たなシステム開発を実施しました。
- 機構のDX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコアについて、1.7(目標値比89%)を達成しました。また、機構のDXに係る取組として、機構システムの将来像の作成、統一ID(IPA-ID)のシステム要件具体化・ビジネスPoC実施、業務利用のためのチャットGPTのサンドボックス環境構築、煩雑な諸手続の業務アプリ化、全執務室へのイントラ無線配備やネットワーク強化、システム企画支援のためのPMO制度導入、理事長をトップとする「デジタル改革会議」の設置、などを実施しました。
- 一般管理費について、前年度比3.0%の効率化を達成しました。業務経費について、前年度比1.0%の効率化を達成しました。

- 地域事業出資業務について、令和4年度決算額と比較した令和5年度末までの関係会社(地域ソフトウェアセンター)株式評価差額金の増加(60百万円)及び受取配当金などの経常収益(8百万円)の合計について69百万円(目標値比137%)を達成しました。
- 一般勘定の自己収入について、中核人材育成プログラム等受講料等、ITセキュリティ評価及び認証制度における認証申請手数料、各種書籍販売収入など、352百万円(前年度比55百万円増)を達成しました。さらに、新たに未踏会議2024において展示エリアの一部を有料化し176万円を確保しました。
- 独立採算として一般勘定とは区分している試験勘定において、ITパスポート試験(iパス)の応募者数297,864人と過去最多となり、受験手数料収入は前年度比で約18%増加し、11年続けての増収を実現しました。また、試験勘定における繰越欠損金は前年度から約3.7億円減少し、約10.3億円となりました。持続的な試験運営のための財務の改善を達成しました。
- PR配信・効果測定ツールの活用など、データ分析を基にして広報活動を拡大しました。ウェブ媒体における記事掲載件数について、4,688件(目標値比188%)を達成。また、機構のウェブサイトをリニューアルし、その後も継続的に改善するため、ウェブ改革検討チームを発足し、アクションロードマップを策定しました。
- 機構の戦略企画・検討の場として産官学が参画する「デジタルエコシステムに係る有識者検討会」を設置し、議論を開始しました。
- AIやデジタルエコシステム等の海外最新動向を迅速に情報収集・分析し、その一部をHP上で一般公開しました。また、新しい情報発信形態としてディスカッションペーパーを創設しました。

(2)自己評価

IPAは「デジタルで豊かな社会に」(デジタル技術の利用促進を通じ、国民の豊かな暮らしを実現します。)をミッションとし、役職員一体となって業務を推進してまいりました。令和5年度は年度計画及び第五期中期計画に基づき、国民に対して提供するサービスとして、「Society5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進」、「デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進」、「サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でサイバーセキュリティの確保」を3つの大きな柱として掲げ、それぞれの目標の達成に向け、業務運営を行ってまいりました。

各業務における取組結果(自己評価)と行政コストとの関係について次表に示します。

詳細につきましては、自己評価書を参照してください。

令和5年度項目別評定総括表

項目	評価 (注2)	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1. Society5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進	A	2,643百万円
＜デジタル基盤業務＞		
(1)ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進		
(2)突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供		
(3)企業におけるデジタル経営改革の推進		
(4)地域コミュニティ支援による全国大のDX推進		

2. デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進	A	6,036 百万円
＜デジタル人材育成業務＞		416 百万円
(1) デジタルスキル標準の整備・情報発信		
(2) デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビDX」を通じたデジタル人材育成推進		
＜情報処理技術者試験業務＞		5,620 百万円
(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進		
3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保	A	8,605 百万円
＜サイバーセキュリティ業務＞		
(1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献		
(2) 「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供		
(3) 人材育成の推進とサイバー技術の活用促進		
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
＜法人共通業務＞	B	2,236 百万円
(1) 機動的・効率的な組織・業務の運営及び人材確保等		
(2) 業務経費等の効率化		
(3) 調達の効率化・合理化		
(4) IPA－DXの推進等を通じた業務運営の効率化		
Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		
＜法人共通業務＞	A	(再掲)
(1) 運営費交付金の適正化		2,236 百万円
(2) 自己収入の拡大		(再掲)
＜情報処理技術者試験業務＞		5,620 百万円
(3) 試験勘定の採算性の確保		-
＜地域事業出資業務＞		
(4) 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)		
＜債務保証業務＞		
(5) 金融業務(債務保証管理業務)の適切な管理		0.001 百万円
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項		
＜法人共通業務＞	B	(再掲) 2,236 百万円
(1) Society5. 0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出		
(2) 内部統制の充実・強化		
(3) 機構における情報管理及び情報セキュリティの確保		
(4) 戦略的な調査・広報の推進		
(5) 人材の確保・育成に係る方針		

(注1) ピンク色はセグメント区分を表しています。

(注2) 評価区分

S: 目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A: 所期の目標を上回る成果が得られている。

B: 所期の目標を達している。

C: 所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

過年度の総合評価

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
評価 (※)					

(※) 評価の説明

S: 目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A: 所期の目標を上回る成果が得られている。

B: 所期の目標を達している。

C: 所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(参考) 事業毎の評価

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
1. アーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進					
2. デジタル人材の育成推進					
3. サイバーセキュリティの確保					
II. 業務運営の効率化に関する事項					
業務運営の効率化					
III. 財務内容の改善に関する事項					
財務内容の改善					
IV. その他業務運営に関する重要事項					
その他の事項					

## 10. 予算と決算との対比

### 要約した法人単位決算報告書

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		
	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	13,517	13,517	
国庫補助金	550	223	繰越のため
政府出資金	—	—	
受託収入	554	548	
業務収入	7,470	8,104	実績額の増
その他収入	12	68	雑収入の増
計	22,102	22,460	
支出			
業務経費	18,963	14,870	繰越のため
受託経費	554	548	
一般管理費	3,039	2,539	繰越のため
計	22,555	17,956	

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

詳細につきましては、決算報告書を参照してください。

## 11. 財務諸表

### 要約した法人単位財務諸表

注)令和5年度財務諸表は、経済産業大臣の承認後に下記 URL へ掲載いたします。

#### ① 貸借対照表

(<https://www.ipa.go.jp/about/zaimu.html>)

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	14,256	流動負債	9,279
現金・預金(*1)	12,181	運営費交付金債務	4,669
その他	2,076	未払金	2,581
固定資産	9,897	その他	2,029
有形固定資産	2,887	固定負債	4,619
投資その他の資産	4,802	引当金	816
その他	2,208	退職給付引当金	777
ソフトウェア	1,855	その他の引当金	39
その他	353	その他	3,803
		負債合計	13,898
		純資産の部(*2)	
		資本金	19,996
		政府出資金	19,996
		資本剰余金	△ 7,118
		繰越欠損金	△ 3,361
		その他	738
		純資産合計	10,256
資産合計	24,154	負債純資産合計	24,154

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

② 行政コスト計算書

(<https://www.ipa.go.jp/about/zaimu.html>)

(単位:百万円)

	金 額
損益計算書上の費用	19,292
経常費用(*3)	19,275
臨時損失(*4)	0
その他調整額(*5)	18
その他行政コスト(*6)	226
行政コスト	19,519

注) 単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

③ 損益計算書

(<https://www.ipa.go.jp/about/zaimu.html>)

(単位:百万円)

	金 額
経常費用(*3)	19,275
業務費	16,823
人件費	4,447
減価償却費	2,005
その他	10,371
一般管理費	2,452
人件費	1,325
減価償却費	102
その他	1,025
財務費用等	0
経常収益	18,970
補助金等収益等	223
自己収入等	8,652
その他	10,096
臨時損失(*4)	0
臨時利益	-
その他調整額(*5)	18
前中期目標期間繰越積立金取崩額	898
当期総利益(*7)	575

注) 単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

④ 純資産変動計算書

(<https://www.ipa.go.jp/about/zaimu.html>)

(単位:百万円)

区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	評価・換算差額等	純資産合計
当期末首残高	19,996	△ 6,892	1,577	678	15,359
当期変動額		△ 226	△ 4,937	60	△ 5,103
不要財産に係る国庫納付等による減資					
その他行政コスト(*6)		△ 226			△ 226
当期総利益(*7)			575		575
その他			△ 5,512	60	△ 5,452
当期末残高(*2)	19,996	△ 7,118	△ 3,361	738	10,256

注) 単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

## ⑤ キャッシュ・フロー計算書

(<https://www.ipa.go.jp/about/zaimu.html>)

(単位:百万円)

	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,731
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,629
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7
資金増加額	94
資金期首残高	12,086
資金期末残高(*8)	12,181

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

各計算書の詳細につきましては、財務諸表を参照してください。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

	金 額
資金期末残高(*8)	12,181
定期預金	-
現金及び預金(*1)	12,181

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

※ 科目の後ろに付されている(\*1)～(\*8)は、各財務諸表間での対応する科目を示すものです。

## 12. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

### (1) 各財務諸表の概要

#### ① 貸借対照表

令和5年度末の資産合計額は、24,154百万円(令和4年度26,098百万円、前年度△7.5%)となりました。これは、有形固定資産が減価償却等により848百万円減となったことが主な要因です。

負債合計額は13,898百万円(令和4年度10,739百万円、前年度+29.4%)となりました。これは、運営費交付金債務が令和5年度補正予算による増加により4,669百万円増の4,669百万円となったことが主な要因です。

純資産合計は10,256百万円(令和4年度15,359百万円、前年度△33.2%)となりました。これは、第4期中期目標期間終了に伴う積立金の国庫納付を行ったことにより繰越欠損金が4,937百万円減の△3,361百万円となったことが主な要因であります。

#### ② 行政コスト計算書

令和5年度の行政コストは19,519百万円(令和4年度19,484百万円、前年度+0.2%)となりました。

#### ③ 損益計算書

令和5年度の経常費用19,275百万円(令和4年度19,187百万円、前年度+0.5%)のうちIPAの主たる業務であるデジタル基盤業務費、デジタル人材育成業務費及びサイバーセキュリティ業務費が、11,436百万円(令和4年度12,395百万円、前年度△7.7%)であり、全体の59.3%を占めています。次に、情報処理技術者試験業務費が5,387百万円(令和4年度4,952百万円、前年度+8.8%)であり、全体の27.9%を占めています。また、一般管理費は、2,452百万円(令和4年度1,840百万円、前年度+33.3%)(全体の12.7%)となりました。

経常収益については、運営費交付金収益が8,052百万円(令和4年度8,991百万円、前年度△10.4%)、情報処理技術者試験手数料収入等の業務収入が8,652百万円(令和4年度7,591百万円、前年度+14.0%、うち試験手数

料 5,125 百万円(令和 4 年度 4,494 百万円、前年度+14.0%))及び財務収益 5 百万円(令和 4 年度 6 百万円、前年度△14.8%)、全体では、18,970 百万円(令和 4 年度 19,557 百万円、前年度△3.0%)となり、その結果、経常損失 305 百万円(令和 4 年度経常利益 370 百万円)となりました。

勘定別では、一般勘定の経常損失 702 百万円、試験勘定の経常利益 388 百万円及び地域事業出資業務勘定の経常利益 8 百万円となりました。

固定資産除却損 0 百万円の臨時損益(令和 4 年度臨時損益 0 百万円)があり、その結果、税引前当期純損失 305 百万円(令和 4 年度税引前当期純利益 370 百万円)を計上しました。ここから法人税、住民税及び事業税 4 百万円(令和 4 年度 4 百万円)及び法人税等調整額 14 百万円(令和 4 年度△62 百万円)を差し引き、前中期目標期間繰越積立金取崩額 898 百万円(令和 4 年度 245 百万円)を加算し、令和 5 年度の当期総利益は 575 百万円(令和 4 年度当期総利益 674 百万円)となりました。

#### ④ 純資産変動計算書

令和 5 年度末の純資産残高は、10,256 百万円となりました。これは、繰越欠損金が 4,937 百万円減の△3,361 百万円となったことが主な要因であります。

#### ⑤ キャッシュ・フロー計算書

令和 5 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 1,731 百万円と、前年度比 658 百万円の収入増となりました。これは、運営費交付金収入の増加が主な要因であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは△1,629 百万円と、前年度比 3,186 百万円の収入減となりました。これは、有価証券の償還による収入の減少が主な要因であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは△7 百万円と、前年度比 0 百万円の支出減となりました。

### 13. 内部統制の運用に関する情報

IPA は、役員(監事を除く。)の職務の執行が通則法、情促法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めておりますが、財務に係る主な項目とその実施状況は次のとおりです。

#### <内部統制の運用(業務方法書第 30 条、34 条)>

役員(監事を除く。)及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として内部統制委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、令和 5 年度においては 4 回開催しました。委員会においては、インシデント報告に係る対応レベルや行動ガイドを整備した上で、インシデント事案(計 29 件)をリスク定義別・レベル別に整理することで、原因分析・再発防止に向けたモニタリング(見える化)の促進などの取組みを実施しました。

#### <監事監査・内部監査(業務方法書第 41 条、第 42 条)>

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行いません。監査報告を理事長及び主務大臣に提出し、監査の結果、是正又は改善を要する事項があると認めるときは報告にその旨の意見を付すことができます。令和 5 年度は、内部統制システムやリスク管理などを主な対象として監査を行い、改善すべき事項などの意見を表示しています。

また、理事長は、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、同担当部門は、内部監査の結果に対する監査対象部署による改善措置状況を理事長及び監事に報告することとなっています。令和 5 年度は、業務運営に対する監査を中心に、業務のリスク・必要性・効率性の観点及び前年度監査のフォローアップを含めて実施し、業務が適切に執行されているかを確認するとともに、改善が必要な点について対応を求めています。

<入札及び契約に関する事項(業務方法書第 42 条) >

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程等を整備することとしており、令和 5 年度においては、契約監視委員会を 6 月、12 月に開催し調達実績について点検・見直しを行っています。

14. 法人の基本情報

(1)沿革

昭和 45 年	5 月	情報処理振興事業協会等に関する法律公布
	10 月	情報処理振興事業協会設立
昭和 60 年	5 月	情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正 (プログラム作成効率化業務、融資事業の追加。) (題名を「情報処理の促進に関する法律」に改正。昭和 61 年 4 月施行。)
昭和 61 年	5 月	情報処理の促進に関する法律の一部改正 (特定プログラム開発等の業務用資金についての出資受入に関する規定を整備。)
平成元年	6 月	地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法公布
	8 月	地域ソフトウェア供給力開発支援事業を開始
平成 8 年	10 月	長野支所、神奈川支所を設置
平成 10 年	12 月	新事業創出促進法公布
平成 11 年	2 月	地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法廃止
平成 14 年	12 月	情報処理の促進に関する法律の一部改正(平成 14 年 12 月 11 日法律第 144 号) (情報処理振興事業協会の解散、独立行政法人情報処理推進機構の設立、 情報処理技術者試験の実施に関する事務)
平成 15 年	12 月	神奈川支所閉所
平成 16 年	1 月	独立行政法人情報処理推進機構設立
	3 月	地域ソフトウェア教材開発承継勘定の廃止
	4 月	同勘定の残余財産国庫納付(761 百万円)減資 1,750 百万円
	10 月	ソフトウェア・エンジニアリング・センター発足
平成 17 年	4 月	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行(新事業創出促進法廃止)
	5 月	情報処理技術者試験の構造改革特別区域における特例措置の開始
	8 月	長野支所閉所
	9 月	情報処理技術者試験の区分等を定める省令の一部改正 (テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の創設)
平成 19 年	10 月	IT 人材育成本部を設置
	12 月	四国、沖縄支部を廃止 情報処理技術者試験の区分等を定める省令及び情報処理技術者試験規則の改正 (平成 21 年度春期試験から試験制度を抜本的に改正)
平成 20 年	1 月	特定プログラム開発承継勘定の廃止減資 48,150 百万円
	3 月	第一期中期目標期間終了 一般債務保証の廃止(新規引受の終了)
	4 月	第二期中期目標期間開始
	7 月	第一期中期目標期間の積立金 429 百万円国庫納付
	9 月	特定プログラム開発承継勘定残余財産国庫納付(10,479 百万円)
	11 月	産学連携推進センター発足
平成 21 年	4 月	情報処理技術者試験新試験制度へ移行(IT パスポート試験開始)
	6 月	中国支部を廃止
平成 22 年	3 月	新技術債務保証の廃止(新規引受の終了)
	10 月	ソフトウェア開発事業部を廃止
	12 月	北海道、東北、九州支部を廃止
平成 23 年	3 月	信用基金等国庫納付(10,415 百万円)民間出資金払戻(590 百万円 85 法人)同額を減資 残余財産分配金財政投融資特別会計と労働保険特別会計に納付 568 百万円ずつ 1,136 百万円を減資
	4 月	信用基金民間出資金払戻(135 百万円 41 法人)同額を減資
	7 月	技術本部を設置
	11 月	CBT 方式による IT パスポート試験開始
	12 月	関東、中部、近畿支部を廃止
平成 24 年	3 月	不要財産の国庫納付(4,000 百万円)同額を減資
平成 25 年	3 月	第二期中期目標期間終了
	4 月	第三期中期目標期間開始
平成 25 年	6 月	組織改編 ソフトウェア・エンジニアリング・センターをソフトウェア高信頼化センターへ

		産学連携推進センターをイノベーション人材センターへ ITスキル標準センターをHRD イニシアティブセンターへそれぞれ改編
平成 27 年	7 月	第二期中期目標期間の積立金 1,833 百万円(一般勘定)、23 百万円(試験勘定)国庫納付
	10 月	情報処理技術者試験の区分等を定める省令の一部改正 (情報セキュリティマネジメント試験の創設)
	12 月	情報処理の促進に関する法律施行令の一部改正 (情報処理技術者試験の受験手数料の改正)
平成 28 年	4 月	サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に係る法律の一部改正 (情報処理安全確保支援士制度の創設)
平成 29 年	4 月	産業サイバーセキュリティセンター発足
平成 30 年	3 月	第三期中期目標期間終了
	4 月	第四期中期目標期間開始
	7 月	組織改編 ソフトウェア高信頼化センターと国際標準推進センターとHRD イニシアティブセンターの一部を 統合し、社会基盤センターへ イノベーション人材センターと情報処理技術者試験センターとHRD イニシアティブセンターの一 部を統合し、人材育成センターへ、それぞれ改編 第三期中期目標期間の積立金 1,786 百万円国庫納付
令和元年	12 月	情報処理の促進に関する法律の一部改正(令和 2 年 5 月施行)
	6 月	(DX の推進・デジタル経営に係る認定事務、アーキテクチャ設計、クラウドサービスの安全評 価の実施、情報処理安全確保支援士の登録に更新手続き等の導入)
令和 2 年	12 月	中小企業等経営強化法及び情報処理の促進に係る法律の一部改正(令和 2 年 10 月施行)(情報関連人材育成推進業務についての規定を削除) CBT化方式による情報セキュリティマネジメント試験開始
令和 3 年	1 月	CBT化方式による基本情報技術者試験開始
令和 4 年	8 月	デジタルアーキテクチャ・デザインセンター発足 (令和 2 年 5 月に設立したデジタルアーキテクチャ・センターを組織として発足)
	3 月	第四期中期目標期間終了
令和 5 年	4 月	第五期中期目標期間開始
	7 月	組織改編 総務部と戦略企画部を統合し総務企画部へ、デジタル戦略推進部をデジタル改革推進部へ、 社会基盤センターをデジタル基盤センターへ、IT人材育成センターをデジタル人材センターへそ れぞれ改編するとともに、新たに人事部を設置 第四期中期目標期間の積立金 4,615 百万円国庫納付
	12 月	高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行、及び情報処理の促進に係る法律の一部改 正(サイバーインシデントの原因究明調査の追加)
令和 6 年	2 月	AI・セーフティ・インスティテュート発足

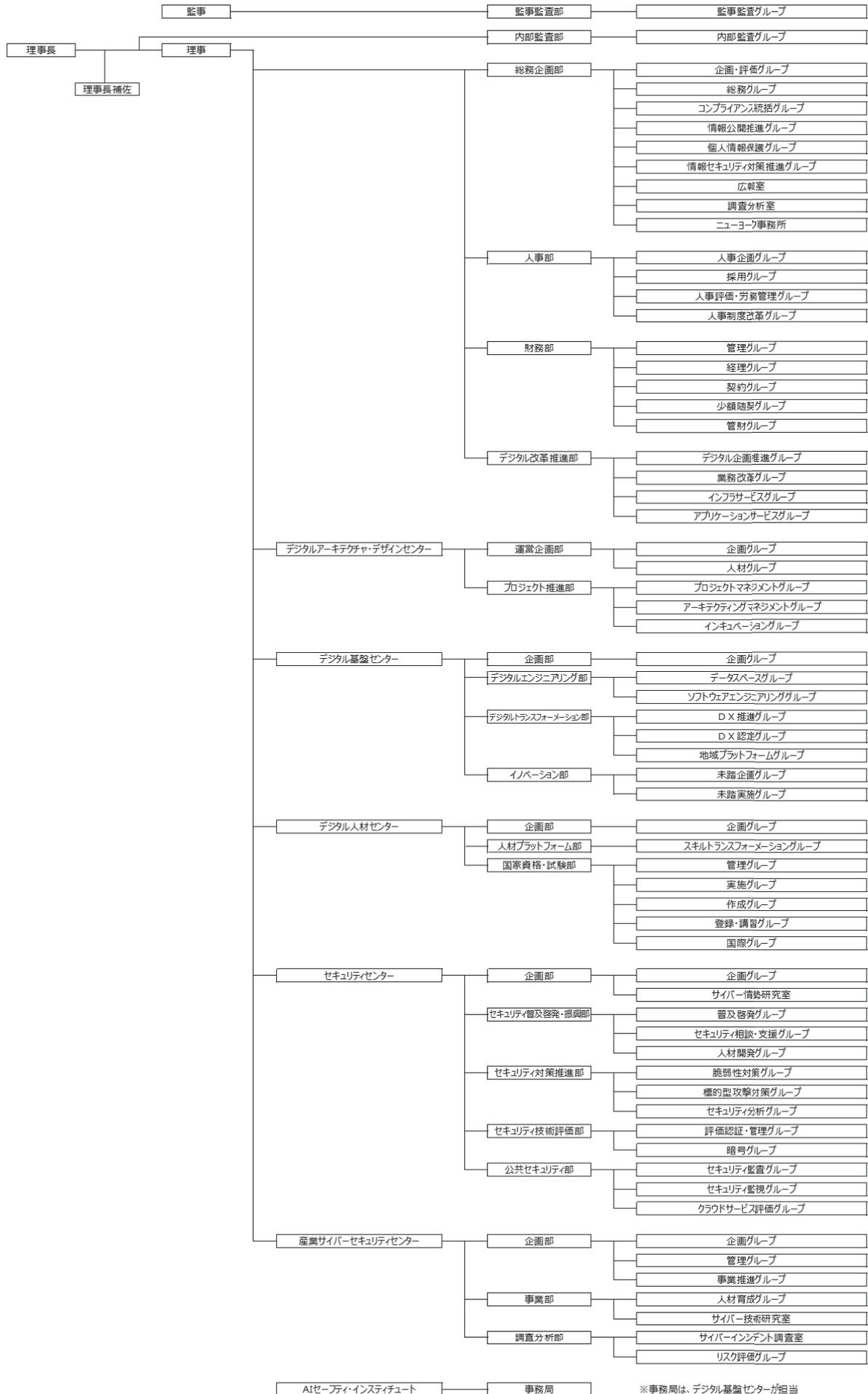
## (2) 設立に係る根拠法

情報処理の促進に関する法律(昭和 45 年 5 月 22 日 法律第 90 号)

## (3) 主務大臣

経済産業大臣(経済産業省商務情報政策局総務課)

(4)組織図(令和6年3月末時点)



AtセイティンSTITUTE 事務局 ※事務局は、デジタル基盤センターが担当

## (5) 事務所(従たる事務所を含む)の所在地

本部: 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号

## (6) 関連会社の状況

(単位: 百万円)

出 資 先 ( 関 連 会 社 )	前期末残高			当期増減額		当期末残高		
	株式数	取得価額	貸借対照表 計上額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借対照表 計上額
(関連会社)	株	百万円	百万円	株	百万円	株	百万円	百万円
(株)石川県IT総合人材育成センター	8,000	400	412	-	3	8,000	400	415
(株)北海道ソフトウェア技術開発機構	8,000	400	277	-	1	8,000	400	278
(株)ソフトアカデミーあおもり	8,000	400	952	-	21	8,000	400	973
(株)岩手ソフトウェアセンター	8,000	400	442	-	2	8,000	400	444
(株)システムソリューションセンターとちぎ	8,000	400	49	-	1	8,000	400	50
(株)福岡ソフトウェアセンター	8,000	400	438	-	9	8,000	400	447
熊本ソフトウェア(株)	8,000	400	260	-	0	8,000	400	261
(株)宮崎県ソフトウェアセンター	8,000	400	435	-	25	8,000	400	459
合 計		3,200	3,264		63		3,200	3,327

注) 単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

詳細については、附属明細書を参照してください。

## (7) 主要な財務データの経年比較

(単位: 百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	24,130	27,664	25,786	26,098	24,154
負債	9,755	14,192	10,583	10,739	13,898
純資産	14,375	13,473	15,203	15,359	10,256
行政コスト	15,672	16,961	19,022	19,484	19,519
経常費用	14,235	14,601	18,570	19,187	19,275
経常収益	15,081	15,526	20,623	19,557	18,970
当期総利益又は当期総損失	1,163	△ 92	2,156	674	575
利益剰余金(又は繰越欠損金)	△ 123	△ 967	1,147	1,577	△ 3,361
業務活動によるキャッシュ・フロー	743	6,541	1,782	1,072	1,731
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 414	1,550	△ 6,206	1,556	△ 1,629
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 366	△ 12	△ 7	△ 7	△ 7
資金期末残高	5,816	13,896	9,465	12,086	12,181

注) 令和4年度第四期中期目標期間終了 令和5年度第五期中期目標期間開始 令和9年度まで5カ年

## (8)翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

## 予算(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	15,942
国庫補助金	68
受託収入	35
業務収入	9,898
その他収入	18
計	25,961
支 出	
業務経費	25,119
受託経費	35
一般管理費	1,326
計	26,480

## 収支計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	27,848
業務費用	24,427
受託経費	35
一般管理費	1,326
減価償却費	2,060
収益の部	
経常収益	27,083
運営費交付金収益	15,942
補助金収益	68
受託収入	35
業務収入	9,898
その他収入	13
資産見返負債戻入	1,121
財務収益	5
純利益(△純損失)	△ 765
前中期目標期間繰越積立金取崩額	872
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	106

## [注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しない場合があります。

資金計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	31,535
業務活動による支出	26,123
投資活動による支出	692
翌年度への繰越	4,720
資金収入	31,535
業務活動による収入	25,961
運営費交付金による収入	15,942
国庫補助金による収入	68
受託収入	35
業務収入	9,898
その他収入	18
投資活動による収入	—
当年度期首資金残高	5,574

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しない場合があります。

詳細は、年度計画を参照してください。

15. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金・預金:現金及び預金

その他(流動資産):前払費用、未収金等

有形固定資産:建物、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

投資その他の資産:その他有価証券のうち償還日が翌々年度以降であるものや関係会社株式、敷金・保証金等

その他(固定資産):有形固定資産、投資有価証券以外の長期資産で、ソフトウェアなど具体的な形態を持たない無形固定資産等

運営費交付金債務:独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

未払金 :次年度以降に支出する債務残高

その他(流動負債):前受金、未払費用等

引当金 :将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等

その他(固定負債):資産見返負債、長期預り寄附金等

政府出資金:国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

資本剰余金:国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金:独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

その他(純資産):評価・換算差額合計

## ② 行政コスト計算書

損益計算上の費用 :独立行政法人の損益計算書に計上される費用

その他の行政コスト:行政コストに含まれるものであって、独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に相当するものであるが、独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引には相当しないもの

行政コスト :独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

## ③ 損益計算書

業務費 :独立行政法人の業務に要した費用

人件費 :給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費:業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

その他(業務費):外部委託費、減価償却費を除いた経費

一般管理費:事務所の賃料、減価償却等、独立行政法人の管理に要する経費

その他(一般管理費):減価償却費を除いた経費

財務費用等:利息の支払

補助金等収益等:国の補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

自己収入等:業務収入、手数料収入、受託収入などの収益

その他(経常収益):運営費交付金収益、雑益等

臨時損失、臨時利益 :固定資産の減損損失、関係会社評価損益等

その他調整額:法人税、住民税及び事業税の支払

前中期目標期間繰越積立金取崩額:前中期目標期間繰越積立金による費用計上相当額を前中期目標期間繰越積立金から取崩して振り替えるための科目

当期総利益:当期の総利益

## ④ 純資産変動計算書

当期期首残高:前期貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

当期変動額:不要財産に係る国庫納付等による減資、その他行政コスト、当期総利益等による当期における純資産の変動額

当期末残高:当期貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

## ⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー:独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー:将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出

財務活動によるキャッシュ・フロー:リース債務の支払いによる支出

資金増加額:キャッシュ・フローの合計

資金期首残高:前期貸借対照表の資産の部に記載されている現金及び預金

資金期末残高:当期貸借対照表の資産の部に記載されている現金及び預金

## (2) その他公表資料等との関係の説明

◆ウェブサイトや SNS (Facebook、X) 媒体を通じて、機構の御案内や各イベント等の募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

### ウェブサイト

<https://www.ipa.go.jp/>



### Facebook

<https://www.facebook.com/ipajrjp/>



### X

<https://x.com/ipajp>



◆事業案内



◆IPA News



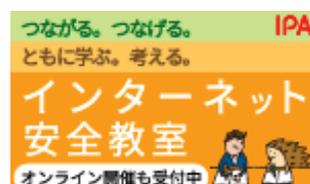
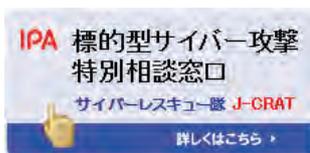
◆ICSCoE REPORT



◆白書・出版物・報告書



◆各種相談窓口・情報提供







### (3) 監 查 報 告



## 監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第 19 条第4項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)の令和 5 事業年度(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

令和 5 年度の監査計画及び独立行政法人情報処理推進機構監事及び監事監査に関する規程に基づき、理事長、理事、内部監査部、業績評価部門である総務企画部、その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法により監査を実施した。なお、監査計画の策定に当たっては、令和 5 年度が第 5 期中期目標期間の初年度であり、理事長も交代し組織変更を行なっていること等を踏まえ、①中期目標及び中期計画の達成に向けた業務の遂行状況、②理事長の意思決定を含めた役職員の業務執行状況、③内部統制の整備及び運用状況、④予算執行管理等を重点監査項目とした。

1. 役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、機構の業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

2. 役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

3. 令和 5 年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)並びに事業報告書(会計に関する部分)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

## II 監査の結果

### 1. 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、関係諸法令及び機構業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第5期中期計画及び令和5年度計画に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。また、年度計画に定める目標に対する自己評価は妥当なものと認める。

### 2. 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

内部統制システムの整備及び運用に当たっての課題としては、上場会社の最高意思決定機関は、株主総会を除き決議機関としての取締役会であるのに対して、法的に独立行政法人の最高意思決定機関は法人の長（機構の場合は理事長）とされており、上場会社の取締役会は株主総会で選任された各取締役が牽制機能を有しているのに対し、独立行政法人の役員会は法人の長の意思決定に当たっての諮問機関に過ぎず、監事及び法人の長を除く役員員の任命権者は法人の長であること、さらに、上場会社の監査役等が有している取締役に対する行為差止請求権が独立行政法人の監事には付与されていないことから、上場会社と対比した場合、独立行政法人のガバナンス態勢には構造的な課題が存在することを踏まえ、これらに対応した適切な内部統制システムの整備及び運用が求められる点に留意を要する。

加えて、機構固有の状況として、令和5年度から理事長が機構の一事業部門の長を兼務する体制となったことにより、内部的な利益相反が生じうるところ、これをクリアするための内部統制システムの整備及び運用が必要となり、これが効果的かつ効率的な事業運営を妨げる一つの要因となっていることから、この体制は早期に解消すべき課題であると考えます。

### 3. 機構の役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

#### 4. 財務諸表等についての意見

会計監査人太陽有限責任監査法人から、財務諸表が全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるとの監査意見、及び、利益の処分に関する書類(案)が法令に適合しており、事業報告書(会計に関する部分に限る。)が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しており、決算報告書が決算の状況を正しく示しているものと認めるとの報告を記載した独立監査人の監査報告書を受領しており、上記 I の3. のとおり監査したところ、会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

#### 5. 事業報告書についての意見

令和5年度事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

### Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項(給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、法人の長の報酬水準、保有資産の見直し)については、それぞれ適切であると認める。

令和6年6月24日

独立行政法人情報処理推進機構

監事 船木 信克

監事(非常勤) 小松 文子



## (4) 會計監查報告



## 独立監査人の監査報告書

令和6年6月21日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 齊藤 裕 殿

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮崎 哲

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 篠田 友彦

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第21期事業年度の全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の全ての勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人情報処理推進機構の各勘定及び法人単位の令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。独立行政法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

#### 会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの第 21 期事業年度の全ての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 全ての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人情報処理推進機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

#### 独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

#### 会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

#### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、独立行政法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告書の 6.（2）役員等の状況②会計監査人の氏名または名称及び報酬に記載されている。

#### 利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上